

ペイジェント決済代行サービス会員規約

(イオンレジ専用)

株式会社ペイジェント

第1条 会員資格

1. 会員とは本規約を承認の上、株式会社ペイジェント（以下、「当社」といいます。）が提供する決済代行サービスの利用のために会員として入会を申し込み、当社が入会を認めた法人のことをいいます。
2. 会員は会員資格を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。

第2条 用語の定義

本規約で使用される用語は、以下の意味を有するものとします。

(1) 本サービス

本サービスとは、当社が本規約に基づき会員に対し提供する、当社の指定するインターネット上のサイトを利用した通信販売における商品等に係る代金及び送料ならびに顧客が会員に対して支払うことを合意したその他の金銭（以下、「代金等」といいます。）の回収の代行、代金等の回収に係る情報の伝送・処理サービス及びこれに付随するサービスをいいます。

(2) 決済手段

決済手段とは、本サービスに含まれる、本規約及び当社の別途定めるところに基づく以下のサービスをいいます。

- ① クレジットカード決済サービス
- ② コンビニエンスストア決済サービス
- ③ 銀行ネット決済サービス
- ④ 電子マネー決済サービス
- ⑤ 携帯キャリア決済サービス
- ⑥ 後払い決済サービス
- ⑦ コード決済サービス

(3) ショップ

ショップとは、会員が、本サービスを利用して商品等を顧客に対して販売若しくは提供することを目的として運営する、当社の指定するインターネット上のサイトをいいます。

(4) 顧客

顧客とは、ショップにおいて商品等の購入を申し込んだ、又は会員が当該申込を承認した、個人又は法人をいいます。

(5) 商品等

商品等とは、会員が本サービスを利用してショップで顧客に対し販売若しくは提供する、商品、権利、デジタルコンテンツ及びサービス等をいいます。

(6) コンテンツ

コンテンツとは、会員がショップ内に記述する商品等の広告内容等その他すべての情報をいいます。

(7) 決済事業者

決済事業者とは、本サービスに含まれる各決済手段における次の事業者をいいます。

① カード会社

カード会社とは、当社が、クレジットカード決済サービスを提供するために契約を締結したクレジットカード会社をいいます。

② コンビニ収納代行会社

コンビニ収納代行会社とは、当社が、コンビニエンスストア決済サービスを提供するために契約を締結したコンビニエンスストア会社、コンビニエンスストアチェーンのフランチャイジー若しくはそれらの収納を代行する会社その他の決済会社をいいます。

③ 銀行

銀行とは、当社が、銀行ネット決済サービスを提供するために契約を締結した銀行、株式会社ゆうちょ銀行、信用金庫その他の金融機関をいいます。

④ 電子マネー事業者

電子マネー事業者とは、当社が、電子マネー決済サービスを提供するために契約を締結したプリペイド型電子マネー（以下「電子マネー」という。）の発行・管理を行う会社をいいます。

⑤ 携帯キャリア

携帯キャリアとは、当社が携帯キャリア決済サービスを提供するために契約を締結した携帯電話等の電気通信サービス事業者をいいます。

⑥ 後払い決済会社

後払い決済会社とは、当社が後払い決済サービスを提供するために契約を締結した後払い決済事業者をいいます。

⑦ コード決済会社

コード決済会社とは、当社がコード決済サービスを提供するために契約を締結したコード決済事業者をいいます。

(8) 提携決済事業者

提携決済事業者とは、決済事業者と提携関係にあり、顧客から代金等の回収を行う以下の事業者をいいます。

① クレジットカード決済サービスにおいては、カード会社の提携クレジットカード会社

② コンビニエンスストア決済サービスにおいては、コンビニ収納代行会社と提携するコンビニエンスストア

- 会社、若しくはコンビニエンスストアチェーンのフランチャイジー各店又は当社所定の郵便局
- ③ 銀行ネット決済サービスにおいては、銀行ネット決済サービスへの対応が可能な郵便局、金融機関
- (9) クレジットカード決済サービス
クレジットカード決済サービスとは、カード会社が提供するカード会社所定の決済サービスをいいます。
- (10) コンビニエンスストア決済サービス
コンビニエンスストア決済サービスとは、コンビニ収納代行会社が提供するコンビニ収納代行会社所定の決済サービスをいいます。
- (11) 銀行ネット決済サービス
銀行ネット決済サービスとは、銀行が提供する銀行所定のネットバンキング又は ATM 利用による決済サービスをいいます。
- (12) 電子マネー決済サービス
電子マネー決済サービスとは、電子マネー事業者が提供する電子マネーによる決済サービスをいいます。
- (13) 携帯キャリア決済サービス
携帯キャリア決済サービスとは、携帯キャリアが提供する携帯キャリア所定の収納代行サービスをいいます
- (14) 後払い決済サービス
後払い決済サービスとは、後払い決済会社が提供する後払い決済会社所定の決済サービスをいいます
- (15) コード決済サービス
コード決済サービスとは、コード決済会社が提供するコード決済会社所定の決済サービスをいいます。
- (16) 売上情報
加盟店が顧客に対し商品等の販売又は提供を行なった事実に関する情報で、当社及び決済事業者に提出する情報をいいます。
- (17) 売上請求
売上請求とは、各決済事業者に対して行う、債権譲渡代金の請求及び立替払い金の請求の両方又はいずれかをいうものとします。
- (18) クレジットカード・セキュリティガイドライン
クレジットカード・セキュリティガイドラインとは、関係事業者が実施するべきセキュリティ対策としてクレジット取引セキュリティ対策協議会が取りまとめ策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又クレジットカード不正利用防止のために、会員が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該ガイドラインに相当するものを含む。）であって、その時々における最新のものをいいます。
- (19) 法人番号
法人番号とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律に定める法人番号をいいます。

第3条 会員規約の変更

当社は、本規約を変更することができるものとします。本規約を変更した場合、料金その他の本サービスに関する一切の事項は変更後の規約によるものとします。

第4条 入会

1. 会員になろうとする方は、本規約を承認の上、当社の所定の手続きにより当社に入会を申し込むものとします。
2. 会員になろうとする方は、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。
 - (1) 適用法令上、本規約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること
 - (2) 本規約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること
 - (3) 本規約を締結し又はこれに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、適用のある一切の法令、会員の定款その他の社内規則に抵触せず、会員を当事者とする契約の違反又は債務不履行事由とはならないこと
 - (4) 本規約は、これを締結した会員につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること
 - (5) 会員は現在債務超過ではなく、会員が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと
 - (6) 会員が、本規約の締結にあたって、当社及び決済事業者等に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て提供されていること
3. 前項の定めは、会員の入会後における各種申込み、申請、届出等およびこれに基づく権利行使又は義務履行を行う場合について準用するものとします。

第4条の2 反社会的勢力の排除

会員は、会員、会員の親会社及び子会社等の関係会社、その役員又は従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）又は第1号に定める事項のいずれにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても暴力団員等又は第1号に定める事項のいずれにも該当しないこと、自ら又は第三者を利用して第2号に定める事項のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合には、本サービスの利用が

停止されること、また直ちに会員資格が取り消されることがありえることを異議なく承諾するものとします。これにより会員に損害が生じた場合でも当社及び決済事業者は何らの責任も負いません。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社及び決済事業者に損害が生じた場合には、会員はその一切の損害を賠償しなければならないものとします。

(1)

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社又は決済事業者の信用を毀損し、もしくは当社又は決済事業者の業務を妨害する行為
- ⑤ 換金を目的とする商品の販売行為
- ⑥ 合理的な理由なく、会員が保有するカード等を使用する、本規約にかかる信用販売行為
- ⑦ その他、前各号に準ずる行為

第4条の3 贈収賄・腐敗汚職の排除等

1. 会員は、事前に当社へ書面で開示し当社の確認を受けたものを除き、自らおよびその関連会社、子会社、取締役、役員、およびその他それに代わり行動するすべての者が、次の事項を表明し、将来にわたっても保証する。
 - (1) 適用される全ての贈収賄・腐敗防止に関する法律及びマネーロンダリング防止に関する法律並びに規制（日本の刑法、会社法、不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法を含むが、これらに限らない。以下「贈収賄・汚職防止法」という。）に違反しないこと
 - (2) 贈収賄・汚職防止法に違反するおそれのある行為（直接または間接を問わない）を行わないこと
 - (3) 自ら又は相手方のために取引を獲得若しくは保持し、又は優位な立場を獲得することを目的として、政府関係組織又は公務員等に、直接的又は間接的に、金銭その他の有形無形の利益の供与の申し出、供与、供与の約束又は供与の承認を促進する行為をしないこと
2. 当社は、会員が前項に基づく表明・確約に違反したことが判明した場合には、何ら催告することなく、本サービスの利用を停止すること、また正に会員資格を取り消すことができるものとし、会員はこれに異議を申し出ないものとします。これにより会員に損害が生じた場合でも当社は何らの責任も負いません。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、会員はその一切の損害を賠償しなければならないものとします。

第5条 各決済手段の利用申し込み

1. 会員は、各決済手段の利用を希望する場合、当社及び各決済事業者所定の方式によりあらかじめ申し込みを行い、当社及び決済事業者の承認を得るものとします。
2. 当社は、前項の承認に基づき、当社が会員に対して提供する各決済手段に関する以下の各号の事項その他本サービスの提供に係る所定の事項を、当社所定の方式により別途指定するものとします。
 - (1) クレジットカード決済サービスにおいて利用可能なクレジットカードのブランド及びカード会社
 - (2) コンビニエンスストア決済サービスにおいて利用可能なコンビニエンスストアチェーン
 - (3) 銀行ネット決済サービスにおいて利用可能な金融機関
 - (4) 電子マネー決済サービスにおいて利用可能な電子マネー事業者
 - (5) 携帯キャリア決済サービスにおいて利用可能な携帯キャリア
 - (6) 後払い決済サービスにおいて利用可能な後払い決済会社
 - (7) コード決済サービスにおいて利用可能なコード決済会社
3. 当社は、当社が会員による各決済手段の利用を許諾する日として会員に対し通知する日から会員に対し、各決済手段を提供するものとします。

第6条 商品等

1. 会員は、会員が当社所定の方式により当社所定の期日までにあらかじめ当社に届け出た商品等に限って、販売又は提供できるものとします。
2. 会員は、商品等の販売・提供条件を含むコンテンツの表示内容に基づき、瑕疵のない商品等を販売又は提供しなければならないものとします。
3. 会員は、顧客から販売又は提供の申込を受け付けた商品等を、申込受付後、速やかに、当社及び決済事業者が認めた方法により発送又は提供するものとします。
4. 会員は、商品等の発送若しくは提供が直ちに行えない場合、又はその遅延することが判明した場合には、速やかに顧客に対し発送時期又は提供時期を書面にて通知するものとします。また、商品等を複数回にわたり引渡し又は提供する場合において、引渡し又は提供が困難となった場合、直ちにその旨を当社及び顧客に通知するものとします。

5. 会員は、販売にあたり許認可・届出が必要な商品等を取扱う場合は、当社所定の期日までにあらかじめ当社にこれを証明する書類を提出し、事前に当社及び必要に応じて決済事業者の承認を得なければならないものとします。
6. 会員は前項の許認可を喪失した場合は、直ちに当社に対しその旨通知するものとし、当該商品等の取扱を中止しなければならないものとします。
7. 次の各号に該当する商品等の販売又は提供を禁止します。
 - (1) 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇物
 - (2) 銃砲、刀剣類、武器、火薬類、化学兵器、毒性物質、サリン
 - (3) わいせつ物、ポルノ、児童ポルノ、アダルトグッズ、ヌード写真、アダルトビデオ、アダルトゲーム、ブルセラ
 - (4) 売春、児童売春
 - (5) 賭博、富くじ
 - (6) 無限連鎖講、マルチ商法
 - (7) 偽造された通貨、有価証券、公正証書（免許証、旅券などを含む。）、文書、電磁的記録
 - (8) 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等
 - (9) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害する商品等
 - (10) コンピューターウイルスを含むソフトウェア
 - (11) 人体及び人体の一部
 - (12) 個人情報、営業秘密その他一般に公開されていない情報
 - (13) 犯罪その他の法令違反行為
 - (14) その他取引することが法令に違反する商品等
 - (15) 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券・金地金（但し、個別に当社及び決済事業者の承認を得た場合を除く。）
 - (16) 生き物（但し、個別に当社及び決済事業者の承認を得た場合を除く）
 - (17) 会員が自ら提供するコンピューターゲーム以外のコンピューターゲーム内において使用するアイテム等のデジタルコンテンツ
 - (18) その他当社又は決済事業者が不相当と判断した商品等
8. 商品等が、法令の変更等により前項各号の何れかに該当することとなった場合、当社及び決済事業者は、当該商品等の販売又は提供を本サービスの利用対象外商品とすることができるものとします。

第7条 商品等の販売・提供の体制

1. 会員は、顧客に対し商品等の購入の申込・承諾の仕組みを説明し、顧客が商品等の販売又は提供に係る契約等の成立時期を明確に認識できる措置を講じなければならないものとします。
2. 会員は、顧客による取引に関する情報の二重送信や誤入力が生じないように、確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じなければならないものとします。
3. 会員は、顧客との紛議、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に顧客が不利にならないよう配慮するものとし、会員が責任をとり得ない範囲について顧客が理解できるようショップ内に明記しなければならないものとします。
4. 会員は、商品等の発送・提供及びアフターサービスの体制を整備しなければならないものとします。
5. 会員は、商品等の販売又は提供に係る契約等が成立した時から当社の定める一定の期間、商品等の返品・交換を受け付けるものとし、ショップ内にその旨を明記しなければならないものとします。但し、ショップにおいてあらかじめ商品等の特性に鑑みて返品・交換を受け付けない旨を明記した場合はこの限りではありません。
6. 会員は、社団法人日本通信販売協会が定める返品及び広告に関する自主基準を尊重するものとします。
7. 会員は、公的機関から命令、指導等がなされた場合は、当該命令、指導等を遵守するものとします。
8. 会員は、本サービスの提供を受けるための手続きについては、当社及び決済事業者の指示に従うものとします。

第8条 特定の商品等の販売方法

1. 会員は、ソフトウェアのダウンロード販売等、商品等の配送を伴わない商品等を取扱う場合は、予め決済手段の不正使用防止策を講じた上で事前に当社に申し出、当社及び決済事業者の認めた運用方法により販売又は提供を行わなければならないものとします。
2. 会員は、代金等を前払いする方式のサービス・役務の提供をカード決済サービスにおいて取扱うことはできないものとします。但し、当社及び当社を通じてカード会社が個別に認めた場合はこの限りではありません。
3. 前項但し書きにより、当社及びカード会社が個別に前払い方式を認めた場合、顧客がサービス・役務提供の契約期間中に中途解約の請求を申し出たとき、及び未経過料金の返金を申し出たときは、会員は、これに応じるものとし、当社及びカード会社に一切迷惑をかけないものとします。

第9条 安全化措置等

1. 会員は、顧客のクレジットカード番号、有効期限等のクレジットカードに関する情報（以下、「カード情報」といいます。）及び顧客の個人情報並びに取引情報（以下、あわせて「個人情報等」といいます。）並びにシステムを第三者に閲覧・改ざん・破壊されないよう、また、個人情報等並びに自己のシステムに係る不正利用又は不正アタックの防止（いわゆるクレジットマスターへの対策を含みます。）が図られるよう、安全化措置を、自己の費用と責任で予め講じるものとします。当社及び決済事業者が当該安全化措置に対して改善を申し出た場合は、改善措置を講ずるものとします。但し、会員において当社及び決済事業者が申し出た内容に沿って措置を講じたとしても、当社及び

- 決済事業者は、一切の責を負うものではありません。
2. 会員は、個人情報等を自ら保持する場合、又は顧客からインターネット等の通信回線を通じて入手する場合、当社及び決済事業者が予め認めた方法により安全化措置を施すものとします。当社及び決済事業者が予め認めた方法による場合であっても、当社及び決済事業者が改善を申し出た場合には、改善措置を講ずるものとします。但し、当社及び決済事業者は、安全化措置又は改善措置を講じても、暗号が解読された等の危害が生じた場合の責を負うものではありません。
 3. 会員は、不正利用又は不正アタックが生じた場合（不正利用についてはその恐れが生じた場合を含む）、自己の費用と責任で対応するものとし、当社及び各決済事業者に一切の迷惑をかけないものとします。また、会員は、本項第一文の場合であって当該事態により顧客その他の第三者との間で紛議が生じた場合も、会員の費用と責任において解決するものとし、当社及び各決済事業者は一切迷惑をかけないものとします。
 4. 会員は、個人情報等並びにシステムが第三者に閲覧・改ざん・破壊されたこと（以下、「事故」といいます。）が判明した場合、会員が事故のおそれがあることを認識した場合、または事故のおそれがあると当社または決済事業者が判断した場合、当社は第15条第2項に基づく支払の全部又は一部を当社が必要と認める期間留保することができるものとし、また、当社及び決済事業者が求めたときは、当該事項の有無、内容、範囲及び発生原因その他当社及び決済事業者が指定する事項について、当社及び決済事業者が予め認める調査会社または調査機関等に会員の負担と責任で依頼したうえで、詳細に調査しなければならないものとします。
 5. 事故に起因して当社、決済事業者、提携決済事業者又は顧客に損害を与えた場合には、会員はその一切の損害（クレジットカード再発行費用、不正使用のモニタリング及び顧客対応等の業務運営に係る費用、クレジットカードの不正使用による損害額、当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（クレジットカードブランド等より課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害金をいいます。以下同じ。）を含みますが、これらに限られません。）を賠償する責任を負うものとします。
 6. 会員は、会員が保持する個人情報等の漏洩などにより、顧客その他の第三者との間で紛議が生じた場合は、会員の責任と負担において解決するものとし、当社、決済事業者及び提携決済事業者は一切迷惑をかけないものとします。

第10条 差別的取扱の禁止

会員は、各決済手段を利用して代金等を支払うことを申し込んだ顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金等を請求する等、当該顧客に不利となる差別的取扱や本サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行ってはならないものとします。

第11条 顧客との紛議

1. 会員は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、苦情、問い合わせ等に対し速やかな対応を行わなければならないものとします。
2. 会員は、顧客との間で代金等の原因関係たる商品等の販売又は提供に係る契約等の債務不履行等の瑕疵、不成立若しくは不存在等をめぐる苦情、紛争等が生じた場合には、一切の責任をもって速やかにその処理に当たるものとし、当社、決済事業者及び提携決済事業者は一切の損害、迷惑等を及ぼしてはならないものとします。

第12条 コンテンツ

1. 会員は、当社又は決済事業者の求めがあった場合、コンテンツの内容を当社又は決済事業者に届け出なければならないものとします。
2. 会員は、コンテンツに関し、以下の事項を遵守しなければならないものとします。
 - (1) 特定商取引法、景品表示法、著作権法、商標法、個人情報保護法その他の適用ある全ての法令（国内法に限られません。）に違反しないこと
 - (2) 商品等の価格をすべて円建てで表示すること（但し、当社及び決済事業者が特に認めた場合はこの限りではありません。）
 - (3) 以下の情報を記述せず、また、以下の情報が記述されたウェブサイトへのリンクを設定しないこと
 - ① 真実でないもの
 - ② 他人の名誉又は信用を傷つけるもの
 - ③ わいせつな表現又はヌード画像を含むもの
 - ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害するもの
 - ⑤ コンピューターウイルスを含むもの
 - ⑥ 公序良俗に反するもの
 - ⑦ 顧客の判断に錯誤を与える恐れのあるもの
 - ⑧ その他当社又は決済事業者が不適当と判断したもの
 - (4) 商品等の広告等において以下の事項を表示すること
 - ① 会員の名称
 - ② 会員の所在地
 - ③ 会員の電話番号及び電子メールアドレス
 - ④ 会員の代表者及び販売責任者の氏名及びこれらの者への連絡方法
 - ⑤ 顧客が各決済手段を利用できる旨及び決済事業者から指定された表示
 - ⑥ 商品等の代金等
 - ⑦ 商品等の引渡時期又は提供時期
 - ⑧ 商品等の返品、取消に関する事項

- ⑨ 顧客からの送信データ等が暗号化されている旨
 - ⑩ 通信販売取引に関する特約事項
 - ⑪ 商品等の販売又は提供に関する契約が会員と顧客との間の契約であり、商品等に関して、当社、決済事業者及び提携決済事業者は一切責任を負わない旨
 - ⑫ 顧客本人以外の名義による申込が禁止される旨
 - ⑬ 商品等の販売若しくは提供を受ける対象者を制限する場合、その旨
 - ⑭ 個人情報に関して当社が別に定める事項
 - ⑮ コンビニエンスストア決済サービス及び銀行ネット決済サービスの支払は円貨に限る旨
 - ⑯ 苦情の受付窓口、受付時間
 - ⑰ その他、当社又は決済事業者が必要と判断したもの
3. 会員は、当社又は決済事業者の事前の書面による承諾を得ることなく当社、決済事業者又は提携決済事業者の商標を使用してはならず、当社、決済事業者又は提携決済事業者のホームページへのリンクを設定してはならないものとします。また、承諾が取消された場合には、直ちに当社、決済事業者又は提携決済事業者の商標及び当社、決済事業者又は提携決済事業者のホームページへのリンクを削除するものとします。
4. 当社及び決済事業者は、当社及び決済事業者の広告宣伝のために会員の名称を表示することができるものとします。

第13条 禁止事項

1. 会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 本サービスを本規約に定める代金等の回収以外の目的に使用する行為
 - (2) 本サービスを商品等の販売又は提供を伴わない送金のために使用する行為
 - (3) 当社、決済事業者、提携決済事業者その他第三者の名誉又は信用を傷つけ、又はイメージを低下させる行為
 - (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の当社、決済事業者その他第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - (5) 当社、決済事業者、提携決済事業者その他第三者の設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (6) 無限連鎖講の防止に関する法律で定める無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれに勧誘する行為
 - (7) 本規約に定める代金等の回収以外の目的で決済事業者のシステムにアクセスする行為
 - (8) 当社又は決済事業者からソフトウェアの使用を許諾された場合、ソフトウェアの使用条件に反する行為
 - (9) 当社、決済事業者、提携決済事業者その他第三者に不利益を与える行為
 - (10) 架空取引その他不正取引に本サービスを利用する行為
 - (11) 本規約の規定に反する行為
 - (12) その他法令に違反し又は違反するおそれのある行為
 - (13) その他当社又は決済事業者が不適当と判断した行為
2. 当社は、会員が前項各号に該当する行為を行い、若しくは行うおそれがあると判断した場合、又は、決済事業者が会員の行う通信販売が不適当であると判断した場合、会員に対し、ショップのコンテンツの全部若しくは一部の削除、又は商品等の全部若しくは一部の販売・提供の停止等の是正措置を求めることができるものとします。

第14条 会員に対する調査等

1. 会員は、当社又は決済事業者からショップ等の情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じなければならないものとします。
2. 当社は、会員において個人情報等が漏洩、滅失若しくは毀損し又はその恐れが生じたとき、会員が行った通信販売について当社又は決済事業者の決済サービスにおける不正利用が行われ又はその恐れがあるとき、会員の通信販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社及び決済事業者が割賦販売法その他法令等に基づき会員に対する調査を実施する必要があると認めるとき、法令等若しくは本規約に違反しているおそれがあると判断したとき、又はその事実が判明したときは、会員の事業所内に立ち入り、会員の本規約の遵守状況を確認することができるものとします。
3. 会員は、決済事業者と当社との間の契約に定める事項について、決済事業者から会員に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じなければならないものとします。
4. 会員は、当社または決済事業者から決済サービスの不正利用の防止に関する協力、情報の適切な管理、委託先の適切な管理等その他法令等又は本規約に定める事項については是正及び改善を求められた場合、これに応じなければならないものとします。

第14条の2 包括代理権等

1. 会員は、当社に対し、次の各号につき、当社が会員の代理人として決済事業者との間で包括的に代理する権限を付与するものとし、当該代理権の付与を撤回することはできないものとします。
- (1) 会員が決済事業者より決済手段の提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含む。）の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) 決済手段に係るシステムの構築・維持
 - (3) 決済事業者に対する届出、情報連携等に関する業務
 - (4) 決済事業者への売上承認、売上請求等に関する業務
 - (5) 決済事業者からの代金等の受領
 - (6) 決済事業者からの通知、送付書類等の受領

- (7) 決済手段に係る料金の支払
 - (8) 決済事業者が顧客に対して請求するために必要な一切の手続きを行う業務
 - (9) 上記業務に付随する一切の業務
 - (10) その他、会員及び当社で合意し、決済事業者が承認した業務
2. 当社は、同一のクレジットカードのブランド（以下、「カードブランド」といいます。）を取扱うカード会社の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、カード会社の変更又は追加に際し、当社が必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとし、また、会員が同一のカードブランドのクレジットカードを取り扱う複数のカード会社のカード加盟店となった場合、当該カードブランドに関する最終仕向け先カード会社の決定は、当社の任意で行えるものとし、
 3. 当社は、前項の他、決済事業者の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、決済事業者の変更又は追加に際し、当社がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとし、

第15条 代金等の受領

1. 会員は、当社に対し、当社が会員を代理して決済事業者から代金等を受領することを委託するものとし、この委託を撤回することは、できないものとし、但し、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
2. 当社は、受領した代金等を、当社の定める方法により当社の定める時期に会員に対し支払うものとし、
3. 前項の定めに関わらず、当社は、受領した代金等を、会員の指定するイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「AFS」といいます。）に対して支払うものとし、この場合、AFSが受領した代金等はAFSの費用と責任において処理されるものとし、会員は、当該処理に関して第三者から異議があったときは当社を防御免責し、当社に一切の迷惑をかけないものとする。

第16条 手数料の支払方法

1. 会員は、当社の定める決済手数料及びその他の料金（以下、「手数料等」といいます。）を当社の定める方法により当社の定める時期に支払うものとし、
2. 会員が当社の定める時期までに手数料等を支払わなかった場合、会員は、当社に対し、支払期日の翌日より年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとし、
3. 当社は、会員に対し支払うべき代金等から、会員が当社に対し支払うべき金額を差し引くことができるものとし、
4. 決済事業者による料率等の見直し、関連行政当局等の要請その他事由により、決済事業者が定める条件（料率等を含みます。）が変更された場合、その他事情変更が生じた場合、当社は、当該変更に伴い手数料等を変更することがあります。このとき、当社は会員に対し変更後の利用料及び変更の適用時期について通知するものとし、
5. 会員は、前項に基づく手数料等の変更に同意しない場合、前項の通知の受領日から14日以内に当社に異議を申し出るものとし、異議を申し出た場合、本契約が終了される場合があることに同意します。

第17条 通信販売の取消等

会員は、顧客との商品等の販売又は提供に係る契約を取消し又は解除したとき又は無効であることが判明したときは、当社所定の方法により遅滞なく速やかに当社及び当社を通じて決済事業者に対して通知のうえ、当社及び決済事業者所定の手続きをとるものとし、

第18条 遅延損害金

会員は、決済事業者による代金等の返却請求に基づき、会員が当社に支払うべき金銭の当社への支払いを遅延した場合は、当社の定める方法により、当社に対し、支払期日の翌日より年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとし、

第19条 記録の保管

会員は、顧客との商品等の販売又は提供に係る契約及び売上情報を記録し、商品発送簿を整備し、荷受伝票等運送の受託の証明書又はデータその他当社及び決済事業者が必要とする資料を7年間保管し、当社又は決済事業者の要請があるときはいつでも提示するものとし、

第20条 秘密保持

1. 会員は、本サービスに関連して知りえた顧客の情報や当社又は決済事業者から開示された技術資料その他の情報を第三者に開示又は漏洩・改ざん等してはならず、また本サービスの利用以外の目的に使用してはならないものとし、
2. 会員は、前項の情報を保護する措置を講ずるものとし、当該情報を厳重に管理しなければならないものとし、
3. 会員が、本サービスに関連する業務の処理を第三者に委託する場合、事前に当社及び決済事業者の承認を得なければならないものとし、当該第三者が本条に規定する情報に接することになる場合には、会員は、当該第三者に対して、本条と同様の秘密保持義務を課すために必要な手当をし、当該第三者をして本条と同様の秘密保持義務を遵守させなければならないものとし、
4. 会員は、第1項の情報が、第三者に漏洩・改ざん等された場合又はそのおそれがある場合、その旨を当社及び決済事業者へ通知し、その指示に従わなければならないものとし、
5. 会員は、当社又は決済事業者の求めがある場合は、本サービスに関連して当社又は決済事業者から引き渡された資

料、情報等（複製を含む。）すべてを、当社又は決済事業者の指定するところに従って当社又は決済事業者に返還又は廃棄しなければならないものとします。

6. 本条の秘密保持義務は、本契約の終了後も存続するものとします。

第21条 契約期間

1. 本契約の有効期間は、当社が会員の入会を承諾した日として通知した日から1年間とし、期間満了の2ヶ月前までに会員及び当社いずれからも解約の意思表示がないときは更に1年間延長するものとし、以後も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、会員は当社の定める手続きにより、当社の承諾を得ていつでも本サービスの利用を終了させることができるものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、当社は2ヶ月前までに会員に通知することで、会員との間の本規約に係る契約を終了させることができるものとします。

第21条の2 会員による本サービスの一時停止申請

1. 会員は、当社の定める手続きにより当社の承諾を得て、本サービスの一時停止を申請することができるものとします。なお、一時停止を解除して本サービスの利用の再開を希望する場合は、会員は、当社の定める手続きにより当社の承諾を得るものとします。
2. 前項の定めに基づく一時停止の申請手続の完了後、1年が経過しても会員において本サービスの利用が再開されない場合、当社は、当社の合理的裁量により、何ら通知催告せず本契約を将来に向かって解約されたものとして取り扱うことができるものとします。

第22条 契約上の地位及び債権譲渡の禁止

会員は、本契約上の地位及び本契約から生じる債権債務（決済事業者に対する債権を含む。）を第三者に譲渡することはできないものとします。

第23条 契約の終了に伴う措置

会員は、本契約が終了した場合、直ちに本サービスの利用を前提とした商品等の広告等を中止しなければならないものとします。

第24条 規約違反等

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当した場合又はそのおそれのある場合、当社は、当社の定める期間、本サービスの利用を認めないこと（特定の決済事業者の決済手段の利用を認めないことを含む。）、又は、会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 入会申込みに虚偽の事実が含まれている場合
 - (2) 本規約又は決済事業者との契約に違反した場合
 - (3) 自ら振り出した若しくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (4) 差押・仮差押・仮処分申立、又は滞納処分を受けた場合、又は破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立を受けた場合、又はこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合若しくは任意整理に着手した場合
 - (5) 営業を停止したとき、又は所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (6) 会員の信用状態に重大な変化があったと認められた場合
 - (7) 本サービスを悪用していることが判明した場合
 - (8) 会員の営業又は業態が公序良俗に反すると判断される場合
 - (9) 当社又は決済事業者の名誉・信用を毀損し、又は業務を妨害する行為をした場合
 - (10) 決済事業者以外のクレジットカード会社との契約に違反した場合
 - (11) 会員につき顧客による代金等の支払遅延、顧客から決済手段の不正利用がなされた旨の申告、商品等に関するクレームその他の苦情等、顧客との間で紛議、問題が発生した場合
 - (12) 会員の販売・提供する商品等につき国、地方自治体、教育委員会、学校等の公共機関又はそれに準ずる機関から変更その他の要請があった場合
 - (13) 会員との連絡がとれなくなった場合
 - (14) 会員がショップを閉鎖する等ショップの運営を中止又は終了した場合
 - (15) 会員、会員の親会社及び子会社等の関係会社、その役員又は従業員が暴力団その他これらに類する団体、組織（以下、「暴力団等」といいます。）に現在所属し、又は、関与し、あるいは過去5年以内に所属又は関与していた当社又は決済事業者が判断した場合
 - (16) 会員、会員の親会社及び子会社等の関係会社、その役員又は従業員が暴力団等を不当に利用し、又は、暴力団等に資金、便宜を提供し、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すると当社又は決済事業者が判断した場合
 - (17) 合併、事業譲渡、株式交換、株式移転、会社分割、株式取得その他会員の組織または資本構成に重大な変更をもたらす取引が行われたとき
 - (18) その他当社又は決済事業者が本契約の継続を不相当と判断した場合
2. 会員が前項各号に該当することにより当社、決済事業者、提携決済事業者若しくは顧客に損害が生じた場合、会員は、当社、決済事業者、提携決済事業者及び顧客が被った一切の損害（クレジットカード再発行費用、不正使用のモニタリング及び顧客対応等の業務運営に係る費用、クレジットカードの不正使用による損害額、当該事故に関す

- る損害賠償・違約金・制裁金等を含みますが、これらに限られません。)を賠償しなければならないものとします。
3. 会員が第1項各号に該当することにより、当社が決済事業者より違約金、反則金等(名称の如何は問わないものとします。)を課せられた場合、会員は、前項に定める損害賠償に加えて、当社が決済事業者に支払うべき違約金、反則金等を当社に支払わなければならないものとします。

第25条 サービスの提供条件

1. 当社は、システムメンテナンス及び障害時の緊急対応等のために、会員に通知することなく本サービスを停止し、又は変更することがあります。
2. 本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、会員の費用と責任で備えるものとします。当社又は決済事業者の都合により、本サービスの仕様が変更となった場合も同様とします。
3. 当社は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証せず、一切責任を負いません。

第26条 当社及び決済事業者の責任

1. 当社、決済事業者及び提携決済事業者は、本サービスを利用して販売又は提供される商品等に関する一切の事項について何らの責任を負いません。
2. 当社、決済事業者及び提携決済事業者は、会員の顧客に関する一切の事項について何らの責任を負いません。
3. 当社、決済事業者及び提携決済事業者は、本サービスに関して、会員、顧客その他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて関知しません。
4. 会員は法律の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連して会員が日本及び外国の法律に触れた場合でも、当社、決済事業者及び提携決済事業者は一切責任を負いません。
5. 本規約において当社の責任について規定していない場合で、当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合、当社は、会員が過去3ヶ月に支払った手数料等を上限として賠償します。
6. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第27条 会員の本人確認

1. 会員は、本サービスの契約に際して、サービス管理責任者、管理ユーザー及び一般ユーザーを当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. 当社は、会員による本サービスの利用に際して、管理ユーザー又は一般ユーザー本人であることを確認するためのアカウント番号、ログインパスワード(以下、「アカウント番号」、「ログインパスワード」といいます。)を当社所定の方法により送付するものとします。
3. 会員は、当社所定の説明書類に規定された期間内に、説明書類の説明に従って、本サービスを利用する際本人であることを確認するために必要な電子証明書及び秘密鍵を取得・生成し、管理ユーザー又は一般ユーザーの端末にインストールするものとします。当社は、電子証明書発行業務の一部を当社所定の企業に委託し、その委託にあたり必要な範囲で会員に関する情報を当該企業に開示できるものとします。また、電子証明書には有効期間があるため、本サービスの利用を継続するためには、有効期間が満了する前に電子証明書を更新する必要があります。この場合、会員は、当社所定の方法で電子証明書の更新を行うものとします。
4. 本サービスの利用の際、当社は、①当社が会員から都度提示を受ける電子証明書を解析し、かつ②当社が会員から都度提示を受ける電子証明書に格納されているシリアル番号、アカウント番号及びログインパスワードを、あらかじめ当社が会員に交付している電子証明書に格納されているシリアル番号及びアカウント番号、会員が当社に届け出ているログインパスワードと比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。
5. 当社が前項の方法に従って本人確認をして取引したうちは、電子証明書に格納されているシリアル番号、アカウント番号、ログインパスワード、電子証明書及び秘密鍵につき不正使用その他の事故があっても当社は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、万一これによって会員に損害が生じた場合でも、当社は責任を負いません。電子証明書に格納されているシリアル番号、アカウント番号、ログインパスワード、電子証明書及び秘密鍵は、会員の責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、電子証明書及び秘密鍵をインストールした端末の廃棄・譲渡等電子証明書及び秘密鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行うものとします。
6. 管理ユーザー又は一般ユーザーが、ログインパスワードを変更する場合には当社所定の手続により届け出るものとします。
7. 管理ユーザー又は一般ユーザーが、ログインパスワードを失念、紛失、又は盗難に遭った場合には、すみやかに管理ユーザー又は一般ユーザーご本人から当社所定の手続により当社に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
8. 会員が、管理ユーザー又は一般ユーザー用の電子証明書を紛失した場合、盗難された場合、又は破損した場合は、すみやかに会員ご本人から当社所定の手続により当社に届け出ると共に、電子証明書の再発行を受けてください。この届出に対し、当社は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
9. 本サービスの利用について届出と異なるログインパスワードの入力が当社所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当社は、当該アカウント番号による本サービス利用を停止します。当該アカウント番号による本サービス利用を再開するには、管理ユーザー又は一般ユーザーご本人から当社に連絡のうえ所定の手続をとるものとします。

第28条 通知

1. 当社からの通知は、当社に登録されたメールアドレスに電子メールを送信することをもって電子メールが通常到達

すべきときに到達したものとします。

2. 会員は、当社からの通知を毎日1回は閲覧できる体制を維持しなければならないものとします。

第29条 苦情の処理

1. 当社、決済事業者又は提携決済事業者が顧客より商品等に関して、苦情を受けた場合、会員は、当社又は決済事業者の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講じるものとします。
2. 本条は、本契約の終了後も存続するものとします。

第30条 届出事項等の変更

1. 会員は、本規約に基づき当社及び決済事業者へ届け出た以下の各号の事項につき変更する場合は、事前に当社及び当社を通じて決済事業者に対して当社及び決済事業者所定の方式により届け出るものとし、当社が特に定める場合には、当社の承諾を得なければならないものとします。
 - (1) 会員の氏名又は名称、住所及び電話番号、ファックス番号
 - (2) 会員が法人（人格のない社団又財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合には、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日、名称、所在地
 - (3) 商号、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、法人番号、銀行口座、商品等の内容、通信販売の運用方法その他の事項
2. 会員は、ショップの URL 又はメールアドレスを変更する場合、又は、コンテンツを大幅に変更する場合、当社所定の方法により事前に当社に通知し、当社が特に定める場合には、当社の承諾を得なければならないものとします。
3. 当社及び決済事業者は、会員が前二項の届出等を怠ったことにより当社又は決済事業者の会員に対する通知が延着又は不到着となった場合でも、当該通知が通常到達すべきときに到達したとみなすことが出来、これにより生じた会員の損害について責任を負わないものとします。

第31条 個人情報等について

1. 当社は、会員の顧客の個人情報を取扱う場合には、当社の個人情報保護に係る規程類に従いこれを適切に取扱うものとし、また、本サービス提供の目的達成に必要な範囲（口座情報等の照合又は突合がある場合はこれらを含む）で、決済事業者、提携決済事業者に提供し、又はこれらの者から受領することができるものとします。
2. 当社は、会員の役員、従業員の個人情報を以下の目的で利用することができるものとします。
 - (1) 決済代行サービス、コンテンツその他の情報提供サービス、システム利用サービスの提供のため
 - (2) 当社及び第三者の商品等（旅行、保険その他の金融商品を含む。以下同じ。）の販売、販売の勧誘、発送、サービス提供のため
 - (3) 当社及び第三者の商品等の広告又は宣伝（ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含む。）のため
 - (4) 料金請求、課金計算のため
 - (5) アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
 - (6) アンケートの実施のため
 - (7) マーケティングデータの調査、統計、分析のため
 - (8) システムの維持、不具合対応のため
3. 当社は、以下に定める場合には、会員の役員、従業員の個人情報を第三者に提供することができるものとします。
 - (1) 本サービス提供のために決済事業者又は提携決済事業者に開示する場合
 - (2) 会員の同意がある場合
 - (3) 個人情報保護法その他の法令により認められた場合
4. 当社は、会員の役員、従業員に対し、第三者の広告又は宣伝等のために電子メールその他の広告宣伝物を送信することができるものとします。
5. 会員は個人情報保護法に違反する行為を行ってはならないものとします。

第31条の2 データ等の取扱い

1. 会員は、当社が本サービスを利用して会員が当社に対して提供し又は伝送する情報（会員の名称、属性情報、取引に係る情報、会員の本サービスにおける取引履歴、取扱高等の情報を含みます。以下総称して「取引データ等」といいます。）を、当社の事業における次の利用目的のために利用することがあることについて、予め同意するものとします。この場合、会員は、会員の知る限り真実かつ正確な情報を提供しなければならないものとします。
 - (1) 市場調査等の各種調査・分析、当社のサービス・商品等の企画開発・改善等のため（サービスの確実・安定的な提供に必要な保全や不正対策を含みます）
 - (2) 本サービスの運営、履行及び管理並びに機能改善等のため
 - (3) 会員向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等によるやりとり、お知らせ、案内のため
 - (4) 当社のサービスに関連するお知らせ等のため
 - (5) 契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行のため
2. 会員は、当社が前項の目的達成に必要な範囲内で、取引データ等を、当社が決済事業者、提携決済事業者に対して提供し又は受領する場合があること（他の決済事業者等を介する場合も含みます。）、取引データ等が必要な保護措置を講じた上で当社の相互間で提供されること、及びその提供先において本条に定める利用目的の範囲内において取引データ等が利用されることについて予め同意するものとします。
3. 当社は、取引データ等を収集、集計、加工、編集、統合、分析等し、当該成果物を、当社の事業運営の参考資料として、又は第1項各号に定める目的その他当社等の業務のために利用し、また、当社の提携先等その他の第三者に

開示（ただし、第三者に開示されるものは、個人情報に該当しないもの、統計データ、匿名化情報に限るものとして）することができるものとします。

4. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第32条 サービス廃止

当社は、本契約期間中に対象決済手段の一部又は全部の提供をすることが困難となった場合、会員に通知することにより、本サービスの一部又は全部を廃止することができるものとします。

第33条 準拠法

本サービスその他本規約に関する準拠法は日本法とします。

第34条 管轄裁判所

1. 本サービスに関し、会員と当社との間で訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。本サービスに関し、会員と決済事業者との間で訴訟が生じた場合、決済事業者の本支店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
2. 本条は、本契約の終了後も存続するものとします。

クレジットカード決済サービス規定

会員がクレジットカード決済サービスを利用する場合には、以下の規定を適用するものとします。

第35条 包括代理権等

1. 会員は、当社に対し、次の各号につき、当社が会員の代理人としてカード会社との間で包括的に代理する権限を付与するものとし、当該代理権の付与を撤回することはできないものとします。
 - (1) 会員がカード会社よりクレジットカード決済サービスの提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含む。）の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) カード会社に対する届出業務
 - (3) カード会社への売上承認の依頼若しくは通信販売の申込
 - (4) 売上承認の取得
 - (5) 売上請求（債権譲渡が必要となる場合には、債権譲渡を含む。）に関する業務
 - (6) カード会社からの代金等の受領
 - (7) カード会社からの通知、送付書類等の受領
 - (8) カード会社が顧客に対して請求するために必要な一切の手続き（対抗要件の具備を含む）を行う業務
 - (9) 上記業務に付随する一切の業務
 - (10) その他、会員及び当社で合意し、カード会社が承認した業務
2. 当社は、同一のクレジットカードのブランド（以下、「カードブランド」といいます。）を取扱うカード会社の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、カード会社の変更又は追加に際し、当社が必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。また、会員が同一のカードブランドのクレジットカードを取り扱う複数のカード会社のカード加盟店となった場合、当該カードブランドに関する最終仕向け先カード会社の決定は、当社の任意で行えるものとします。

第36条 売上承認の取得

会員は商品等についてクレジットカードを支払方法とする販売又は提供の申込を顧客から受け付けたときは、当社所定の方法により、当社を代理人として、その全件についてカード会社の売上承認を受けるものとします。カード会社の売上承認を得ないで通信販売を行った場合、当社及びカード会社は、代金等について一切の責任を負わないものとします。

第37条 本人確認

1. 会員は、顧客より販売又は提供の申込の受付を行う場合、割賦販売法に定める基準（クレジットカード・セキュリティガイドラインに定める内容を含む）に従い、善良な管理者の注意をもって以下の各号に掲げる事項、有効なクレジットカードによる申込であること及び当該顧客がクレジットカードの名義人であること並びにカード情報の不正利用に該当しないこと等の確認を行うものとします。
 - (1) 通知されたカード情報の有効性
 - (2) 通信販売がなりすましその他のカード情報の不正利用（以下、「不正利用」という。）に該当しないこと。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置がクレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。
3. 会員は、クレジットカードが不正に利用された場合には、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
4. 会員がクレジットカードの名義人以外のものを正当にクレジットカードを保有している者と誤認して販売又は提供を行ったことにより生ずる紛争については、すべて会員がその責任と費用において解決するものとし、当社及びカード会社は一切責任を負わないものとします。

第37条の2 （カード情報の取得の制限）

会員は、通信販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード情報を取扱ってはならないものとします。

第37条の3 （カード情報の適切な管理）

1. 会員は、割賦販売法に従いカード番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないが、かつカード番号につき、その漏洩、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。
2. 会員は、カード情報の適切な管理のため、クレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
3. 会員が前項の規定によりカード情報の適切な管理のために講じるクレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様（会員が第三者にカード情報の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード情報の適切な管理のために講じるクレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含む。）は、会員においてカード情報の非通過型による非保持化、委託先においてPCIDSS準拠、カード情報のトークナイゼーション（会員内では復元されない仕組みとする）による非保持化等とします。

4. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変更その他の事由により、当該方法又は態様による措置がクレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード情報の漏洩、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときは、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。
5. 会員は、第3項の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、予め当社と協議しなければならないものとします。

第37条の4（カード情報の取扱い等）

会員は、カード情報の取扱いを当社以外の第三者に委託する場合には、会員は以下の基準に従わなければならないものとします。

- (1) カード情報の取扱いの委託先となる第三者（以下「受託者」という。）が次号に定める義務に従いカード情報を的確に取扱うことができる能力を有するものであることを確認すること。
- (2) 受託者に対して、第37条の3第1項及び第2項の義務と同等の義務を負担させること。
- (3) 受託者が第37条の3第3項で定めた具体的方法及び態様によるカード情報の適切管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、第37条の3第4項に準じて会員から受託者に対して変更を求めることができることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
- (4) 受託者におけるカード情報の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じて改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
- (5) 受託者があらかじめ会員の承諾を得ることなく、第三者に対してカード情報の取扱いを委託してはならないことを委託契約書中に定めること。
- (6) 受託者が会員から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、次条各項に準じて、受託者は直ちに会員に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査及び二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を会員に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
- (7) 会員が受託者に対し、カード情報の取扱いに関し第14条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
- (8) 受託者がカード情報の取扱いに関する義務違反をした場合には、会員は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

第37条の5（事故時の対応）

1. 会員又は受託者の保有するカード情報が漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、会員は遅滞なく以下の措置をとらなければならないものとします。なお、第1号及び第2号の調査について、当社又は決済事業者が適当と認める第三者による調査を指定（当該第三者に対する会員からの調査依頼を含むが、これに限らない）した場合は、会員は当該指示に従うものとします。
 - (1) 漏洩、滅失又は毀損の有無を調査すること。
 - (2) 前号の調査の結果、漏洩、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩、滅失又は毀損の対象となったカード情報の特定を含む）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
 - (3) 上記の調査期間を踏まえて、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - (4) 漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失又は毀損の対象となるカード情報の範囲が拡大するおそれがあるときには、会員は直ちにカード情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
3. 会員は第1項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
 - (1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び方法
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 全各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項
4. 会員又は受託者の保有するカード情報が漏洩、滅失又は毀損した場合であって、会員が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に会員の同意を得ることなく、自らのその事実を公表し又は漏洩、滅失又は毀損したカード情報に係る顧客に対して通知することができるものとします。

第37条の6 不正利用等発生時の対応

1. 会員は、その行った通信販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。なお、当該調査について、当社又は決済事業者が適当と認める第三者による調査を指定（当該第三者に対する会員からの調査依頼を含むが、これに限らない）した場合は、会員は当該指示に従うものとします。
2. 会員は、その行った通信販売につき、不正利用がなされた場合又はそのおそれが生じた場合には、直ちにその旨を

当社に対して報告すると共に、不正利用がなされた場合、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

第38条 商品等の所有権

商品等の所有権は、カード会社が当社に代金等を支払ったときに、会員からカード会社に移転するものとします。

第39条 クレジットカード決済サービスによる通信販売の支払区分

1. クレジットカード決済サービスにおいて、顧客が利用出来る支払い方法は、当社が指定する通りとします。
2. 顧客が当社の指定しない支払い方法を選択した場合、当社及びカード会社は、会員への支払を留保することができるものとします。

第40条 売上情報

1. 会員は、クレジットカードを支払方法とする商品等を発送又は提供したときは、当社がカード会社に提出する売上票又は売上請求データ（以下、総称して「カード売上情報」といいます。）を、当社所定の方法により、当社に提出するものとします。
2. 会員は、前項のカード売上情報を提出するに際し、以下に定める日を売上日とするものとします。
 - (1) 会員が物品の販売をしたときは、物品の発送日
 - (2) 会員がサービスを提供したときは、サービス提供日
3. 会員は、本条第1項の売上情報の提出にあたり、次の事項を行ってはならないものとします。
 - (1) 現金の立替、過去の売掛金の回収等、当該通信販売によって発生した売上情報以外の売上情報を記録すること
 - (2) 売上データを訂正すること
 - (3) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を提出すること
 - (4) 事実と異なる期日や架空・水増しした代金等を記録する等の不実・不正の売上情報を提出すること

第41条 クレジットカード決済サービスにおける売上請求

1. 当社が前条第1項に基づく売上情報をカード会社宛に送付し、当該カード売上情報が当社からカード会社に到着したときに、会員から当該カード売上情報にかかる代金等のカード売上請求がなされたものとなるものとします。
2. 会員は、会員が前条第1項に基づく売上情報を、当社の別途定める期限内にカード会社に到着するよう当社に提出しなかったときは、カード会社が当該代金等のカード売上請求を拒否できること、及び当社がカード売上情報をカード会社に提出する義務を負わないことを承認するものとし、その場合、当該代金等の回収について当社及びカード会社は責任を負わないものとします。

第42条 カード会社による支払の拒絶、留保

1. 当社及びカード会社は、以下の各号に該当した場合には、カード売上請求の受付を取消し（債権譲渡を行った場合、債権譲渡の解除を含む。）、会員への支払を留保することができるものとします。また、既に代金等が支払済の場合、当社は、会員に対し、支払済の代金等の返却を請求することができるものとします。
 - (1) 会員と顧客との商品等の販売又は提供に係る契約が解除され、取消され、又は無効となったとき
 - (2) カード売上情報に不実の記載があったとき
 - (3) 名義人以外の者又はカード会員資格を有しない者（利用停止中の者を含む。）がクレジットカードを利用したとき
 - (4) 顧客が商品等の販売又は提供に係る契約に関し利用覚え無し、金額相違等の異議を申し出たとき
 - (5) 会員が商品等の販売又は提供に係る契約の取引記録及び文書を保管していなかったとき、及び当該記録にもとづく取引に関わる書類の提出に応じられなかったとき
 - (6) 会員の責めに帰すべき事由のある場合において、カード会社が顧客より代金等の支払拒絶・支払留保等の申出を受けたとき
 - (7) 第24条第1項各号に定める事由の発生したとき
 - (8) カード売上請求が当社の定める期間経過後になされたとき
 - (9) 会員が本規約に違反したとき
 - (10) その他カード会社が不相当と判断した場合
2. 会員は、カード会社が調査の必要があると認めた場合、カード会社がその調査が完了するまで当社又はカード会社が代金等に対する支払いを留保できることを承認します。
3. 会員は、カード会社がカード売上請求の受付を取消した場合、当社及びカード会社が会員に対して当該カード売上請求に係る取引に関する一切の支払の義務を負わないことを承認します。
4. 会員は、カード会社が支払いを留保した場合、当社も支払を留保することができることを承認するものとします。
5. 当社が支払を留保した場合でも、利息は付きさないものとします。
6. 会員がカード会社に対して債務を負っている場合には、カード会社は、会員に支払うべき代金等と相殺することができるものとします。

第43条 割賦販売に関する紛議

1. 会員は、顧客がカード会社に対し、割賦販売法第30条の4又は第30条の5に基づく支払停止の抗弁を申し出た場合は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。

2. 前項の支払い停止の抗弁の主張がカード会社による代金等の支払い前の場合は、カード会社は、当該抗弁の事由が解消されない限り、代金等の支払を留保又は拒絶することができ、カード会社による代金等の支払い後の場合は、会員はカード会社から請求があり次第、当社を通じて代金等を遅滞なく返却するものとします。

第44条 信用情報機関等への照会等

1. 会員は、カード会社が、他のクレジットカード会社や金融機関並びにカード会社が加盟する信用情報機関等（以下、これらの会社、機関等を「信用情報機関等」といいます。）から会員に関する情報を入手し、加盟申し込み時における審査、管理に関する業務、加盟以後の適格性についての再審査を行う際に、この情報を使用することに予め同意するものとします。
2. 会員は、クレジットカード決済サービスにより生じた客観的な取引事実に基づく信用情報が信用情報機関等に登録されること、及びこれらの信用情報機関等が自己の取引上の判断のため、この情報を利用することに予め同意するものとします。

第44条の2 PCI DSS への準拠

当社は、クレジットカード決済サービスにおいて会員の顧客のクレジットカード情報を取り扱うにあたり、PCI DSS が定める適用のあるすべての要件を遵守します。

クレジットカード決済サービス特約：多通貨決済サービス

会員は、クレジットカード決済サービスとしてカード会社の「多通貨決済サービス」を利用するにあたり、ペイジェント決済代行サービス会員規約（以下「本規約」という）に加え以下の内容を確認し、承諾するものとします。（※用語の定義は特に定めない限り本規約と同じとします。）

1. 「多通貨決済サービス」とは、カード会社が提供する外貨建てにて商品等の信用販売を行うことを可能とするクレジットカード決済サービスをいいます。なお、多通貨決済サービスの利用にあたっては通常のクレジットカード決済サービスとは別に、当社の承認が必要です。
2. 多通貨決済サービスを利用した信用販売においては、本規約に基づき当社が会員に支払う代金等の金額は、多通貨決済サービスにより会員が信用販売を行った通貨における販売価格（以下「外貨販売額」という）に、当社及びカード会社が別途定める方法により当社及びカード会社が別途定める決済レートに乗じて円価に換算した額とします。
3. 本規約第17条に基づき会員が顧客との商品等の販売又は提供に係る契約を取消し又は解除したこと又は当該契約が無効であることを当社を通じカード会社に通知した場合、当該通知をカード会社が受領した時点以降において当社及びカード会社が別途定める決済レートを、外貨販売額に対して当社及び決済事業者が別途定める方法により乗じた金額が通知を受領した時点における代金等の額となるものとし、前項により換算された代金等の金額と通知を受領した時点の代金等の金額において変動が生じ、精算が必要となる場合があることを会員は承諾するものとし、当社が請求した場合、差額を支払うものとします。

クレジットカード決済サービス特約：Apple Pay 決済

会員は、クレジットカード決済サービスとして Apple Pay 決済を利用するにあたり、「ペイジェント決済代行サービス会員規約」（以下「本規約」という）に加え、以下の内容を確認し承諾するものとします。（※用語の定義は特に定めない限り本規約と同じとします。）

1. 用語の定義

本特約において、下記用語は以下に定める意味を有するものとします。

① Apple Pay 決済

会員が運営する電子商取引にかかるショップおよびアプリケーション（以下総称して「会員サイト」という）において、電子商取引の申し込みをネットワークで受け付ける際に、事業者（当社及び決済事業者が別途指定する者に限る。以下「ウォレット事業者」という）が提供する、Apple Pay 決済顧客端末（第3号に定める）を使用する本人認証手続（当社及び決済事業者が承諾するものに限る。以下「アプリ本人認証」という）を利用した決済サービスのうち、当社及び決済事業者が別途指定したものをいいます。

② 参加会員

本規約に定める会員のうち、当社及び決済事業者が Apple Pay 決済を利用した電子商取引を行うことを認めた者をいいます。

③ 参加顧客

顧客のうち、顧客所有のデバイス（当社及び決済事業者が認めたものに限る。以下「Apple Pay 決済顧客端末」という）を通じて、ウォレット事業者、ならびに、当社または決済事業者および提携決済事業者、に対し Apple Pay 決済を申し込み、当該利用を承認された者をいいます。

④ トークン番号

参加顧客が Apple Pay 決済顧客端末を利用した電子商取引等を行うために、当社、決済事業者および提携決済事業者が参加顧客に対して付す当該参加顧客を識別するための番号をいいます。

2. Apple Pay 決済への参加

- 参加会員は、自己の責任と費用負担で、ウォレット事業者から、Apple Pay 決済に必要となる当社および決済事業者所定の仕様（以下「Apple Pay 決済仕様」という）の提供を受けて、Apple Pay 決済に接続されているサーバ等（以下「サーバ等」という）に実装するものとします。なお、サーバ等は、当社および参加会員自身が管理するサーバ等に限定するものとします。また、Apple Pay 決済仕様等に起因または関連して、参加会員とウォレット事業者との間で紛議等が発生した場合、参加会員は、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとし、当社、決済事業者及び提携決済事業者は一切の迷惑をかけないものとします。
- 参加会員は、Apple Pay 決済仕様の導入、実装、管理等に係る費用および Apple Pay 決済に際し発生する通信料その他一切の費用を負担するものとします。なお、Apple Pay 決済仕様はウォレット事業者が提供するものであり、当社、決済事業者および提携決済事業者は Apple Pay 決済仕様の性能・瑕疵の不存在等に関して何ら保証を行わず、Apple Pay 決済仕様に関する責任は一切負わないものとします。
- 参加会員は、Apple Pay 決済の利用を開始する場合、事前に第1号の手続きを完了させるものとします。なお、本号に違反した場合、参加会員は、Apple Pay 決済の利用を開始してはならないものとし、開始していたことにより起こる一切の事象に関しては、参加会員が自己の責任と費用負担により処理するものとし、当社、決済事業者および提携決済事業者は何ら責任を負わないものとします。
- 参加会員は、ウォレット事業者との契約が終了した場合、その事由の如何を問わず、直ちに、当社を通じて決済事業者へ通知の上、Apple Pay 決済を終了するものとします。

3. 電子商取引の方法

- 参加会員は、Apple Pay 決済を利用した電子商取引の申し込みを受け付けた場合、Apple Pay 決済仕様を利用して、顧客が当該電子商取引に利用されたカードを貸与されている顧客本人であることの認証を得るアプリ本人認証を行うものとします。
- 参加会員は、前号に基づくアプリ本人認証の結果、顧客が参加顧客本人であることの確認ができた場合（以下「認証成功」という）以外の場合において、当該顧客との間で Apple Pay 決済を利用した電子商取引を行ってはならないものとします。
- 参加会員は、第1号に基づくアプリ本人認証の結果、認証成功となった場合には、さらに当社および決済事業者に対して当該アプリ本人認証の結果を示す決済事業者の定める符合等を付した決済事業者所定のデータを、当社及び決済事業者所定の方法で送信し決済事業者の販売承認を得た上で、Apple Pay 決済を利用した電子商取引を行うものとします。

4. Apple Pay 決済の例外

前項の定めにかかわらず、Apple Pay 決済に関する決済事業者（以下「特定決済事業者」という）が特に求める場合であって、次のいずれかに該当する場合には、参加会員は、本規約に定める「クレジットカード決済サービス規定」の定めに従って通信販売を行うことができるものとします。

- Apple Pay 決済を行った取引について、特定決済事業者所定の期間経過後に再度の通信販売を行う場合（反

復継続して行う場合を含む。)

- ② 顧客からの申し出等により、通信販売の条件変更等を理由として、Apple Pay 決済を利用した取引の一部または全部の取消し処理・返品処理を行ったうえで、再度の通信販売を行う場合

5. カード会社による支払の拒絶、留保等の例外・追加等

- (1) 本規約の定めにもかかわらず、当社および特定決済事業者が特に求める場合は、参加会員が行った電子商取引に係る売上債権のうち、下記の売上債権については、参加顧客より自己の利用によるものではない旨の申し出が決済事業者または提携決済事業者にあったことのみを理由とした債権譲渡の取り消しもしくは解除、立替払契約の不締結、取消しもしくは解除は行わないものとします。
 - ① 本特約第 3 項第 1 号に基づくアプリ本人認証を実施した結果、参加会員において認証成功となった電子商取引の申込みに係る売上債権
- (2) 当社及び決済事業者は、参加会員から譲り受けた参加顧客との間の Apple Pay 決済を利用した電子商取引に係る売上債権および参加会員との間の立替払契約の対象となった Apple Pay 決済を利用した電子商取引に係る売上債権については、本規約第 42 条（カード会社による支払の拒絶、留保）に定める場合のほか、以下の各号の事由が生じた場合についても、その債権譲渡を取り消しもしくは解除、または、その立替払契約を締結せず、取り消し、もしくは解除できるものとします。ただし、第 1 号の事由が生じた場合に取消しもしくは解除できる債権譲渡、または、締結せず、取り消しもしくは解除できる立替払契約は、第 1 号の事由が発生した月の翌月以降に成立した当該参加会員と参加顧客との間の電子商取引に係る売上債権の債権譲渡および立替払契約に限るものとします。
 - ① 参加会員における月間での不正売上件数が 5 件以上、かつ当月の全売上件数の 8%以上である場合
 - ② 参加会員が本特約のいずれかの条項に違反した場合
- (3) 前号の第 1 号にいう「不正売上件数」とは、会員における信用販売および通信販売（電子商取引を含む。）に係る売上のうち顧客より自己の利用によるものではない旨の申し出が決済事業者または提携決済事業者にあった売上件数、紛失または盗難されたカードの使用に基づき発生した売上件数、および偽造されたカードの使用に基づき発生した売上件数の合計件数をいうものとします。
- (4) 参加顧客が Apple Pay 決済顧客端末を使用したものの、アプリ本人認証を利用しなかった売上に関する売上票または売上データ（事前にカードの有効性を確認する目的等からアプリ本人認証を利用した Apple Pay 決済を行ったか否かを問わない）には、本項その他本特約を適用せず、本規約を適用するものとします。

6. 標識等の表示

参加会員は、Apple Pay 決済の利用を開始した日以降その利用を終了するまでの間、参加会員であることを示す当社および決済事業者所定の内容を、会員サイトの見やすい箇所に表示するものとします。

7. 情報の取扱い

- (1) アプリ本人認証の結果などの参加顧客に係る個人情報（トークン番号を含む。）、本規約に関する業務遂行の過程において入手した当社、決済事業者および提携決済事業者の営業上の機密情報、並びに、Apple Pay 決済で使用されたトークン番号および第 3 項第 3 号に定める符号等も本規約に定める機密情報に含まれるものとして、本規約を適用するものとし、参加会員は、本規約に従いこれらを取り扱うものとします。
- (2) 本項の義務は、Apple Pay 決済の利用終了後（Apple Pay 決済の利用資格を取り消された場合を含む。）においてもなお存続するものとします。

8. 管理責任等

- (1) 参加会員は、自己の責任および費用負担で、かつ善良なる管理者としての注意義務をもって、ウォレット事業者から提供される Apple Pay 決済のための鍵情報および証明書データ等（以下「鍵情報等」という）を管理するものとします。
- (2) 参加会員は、Apple Pay 決済に関し、不具合等、顧客その他の第三者からの苦情、問い合わせがあった場合、自己の責任および費用負担で、速やかに、かつ適切に、これに対応し、解決するものとします。
- (3) 参加会員は、当社および決済事業者に対し、前号に定める不具合等、苦情、問い合わせにつき、当社または決済事業者が必要と認め請求する都度、書面（電磁的方法を含む。）をもって報告するものとします。
- (4) Apple Pay 決済に関して参加会員の責めに帰すべき事由により、当社、決済事業者および提携決済事業者に損害が生じたときには、参加会員は、当社、決済事業者および提携決済事業者の被った一切の損害を賠償するものとします。

9. 目的外アクセスおよびストレステストの禁止

- (1) 参加会員は、サーバ等に対する、参加顧客のためのアプリ本人認証または通信販売以外の目的によるアクセス、またはストレステストを実施しないものとします。
- (2) 前号に違反した場合、参加会員はその全責任を負うものとします。

10. Apple Pay 決済の利用停止または中止等

- (1) 当社および決済事業者は、参加会員が次のいずれかに該当する場合、参加会員に対し催告することなく、本規約

の全部または一部を解除することができるものとします。また、かかる場合、当社および決済事業者は、参加会員の Apple Pay 決済の利用を一時停止または中止し、もしくは Apple Pay 決済の利用資格を取り消すことができるものとします。

- ① 本規約および本特約の全部または一部に違反した場合
 - ② Apple Pay 決済に関連して虚偽の申請をした場合
 - ③ Apple Pay 決済の利用に際し必要とされる義務の履行を行わなかった場合
 - ④ 事由の如何を問わず、当社または決済事業者がウォレット事業者から参加会員における Apple Pay 決済を取り止めるよう要請を受けた場合
 - ⑤ その他当社または決済事業者が参加会員を不適当と判断した場合
- (2) 特定決済事業者と参加会員との間で別途成立している加盟店規約がある場合において、参加会員が前号の各号のいずれかに該当するときは、特定決済事業者は、参加会員に対し催告することなく、特定決済事業者と当該参加会員との間の当該加盟店規約の全部または一部を解除することができるものとします。また、かかる場合、当社および決済事業者は、本規約の全部または一部を解除し、参加会員の Apple Pay 決済の利用を一時停止または中止し、もしくは Apple Pay 決済の利用資格を取り消すことができるものとします。
- (3) 第 1 号または前号に基づき当社および決済事業者が Apple Pay 決済の利用停止または中止をし、もしくは Apple Pay 決済の利用資格を取り消した場合は、本規約に基づき、決済サービスが停止または中止され、もしくは会員資格を取り消されたものとみなしたうえで、本規約への違反があるものとして本規約の他の規定を準用します。

11. 解約、その他の終了

- (1) 当社は、書面により 2 ヶ月前までに参加会員に対し予告することにより、Apple Pay 決済の取扱いを終了させることができるものとします。また、当社は、Apple Pay 決済の利用に必要な、当社または決済事業者とウォレット事業者との間の契約が終了した場合には、その事由の如何を問わず、参加会員に通知することによって、即時に Apple Pay 決済の取扱いを終了することができるものとします。
- (2) 本規約が解除・解約等事由の如何を問わず終了した場合には、Apple Pay 決済の取扱いも当然に終了するものとします。
- (3) 特定決済事業者と当該参加会員との間で別途成立している加盟店規約がある場合において、当該規約が事由の如何を問わず終了したときには、当該規約にかかる参加会員は、Apple Pay 決済を行うことができないものとします。

12. Apple Pay 決済等の利用等終了時の取扱い

- (1) 解約その他の事由により Apple Pay 決済の取扱いが終了した場合であっても、Apple Pay 決済の取扱い終了日までに行われた本特約に基づく電子商取引は有効に存続するものとし、参加会員は Apple Pay 決済を利用した電子商取引に係るアプリ本人認証の結果や取引記録を本特約に従い取り扱うものとします。
- (2) 前号の定めにもかかわらず、参加会員の責めに帰すべき事由により Apple Pay 決済の取扱いまたは本規約が終了した場合には、決済事業者は、Apple Pay 決済を利用した電子商取引の売上債権にかかる債権譲渡もしくは立替払契約を解除するか、または、参加会員に対する債権買取代金もしくは立替払金の支払いを保留することができるものとします。
- (3) 第 1 号の定めにもかかわらず、参加会員の責めに帰すべき事由により、特定の参加会員による Apple Pay 決済の利用が中止された場合、または特定決済事業者と当該参加会員との間で別途成立している加盟店規約がある場合において当該規約が終了した場合には、当社および決済事業者は、当該参加会員による Apple Pay 決済を利用した電子商取引の売上債権にかかる債権譲渡もしくは立替払契約を解除するか、または、参加会員に対する債権買取代金もしくは立替払金の支払いを保留することができるものとします。

13. Apple Pay 決済利用の一時停止

- (1) 当社は次のいずれかに該当する場合、参加会員への事前通知または承諾なくして Apple Pay 決済を一時停止または中止できるものとします。
- ① システム保守その他 Apple Pay 決済運営上の必要があると当社及び決済事業者が判断した場合
 - ② 天災、停電、その他当社及び決済事業者に起因しない原因により Apple Pay 決済を継続することが困難になった場合
 - ③ Apple Pay 決済を行うために必要となるウォレット事業者のサービスが停止された場合
 - ④ 参加会員において、Apple Pay 決済の不正利用、もしくは、情報漏洩等の事故が発生し、またはそれらのおそれが発生したと当社又は決済事業者が判断した場合
 - ⑤ 顧客の利益を保護するために当社又は決済事業者が必要と判断した場合
 - ⑥ 本規約に基づき電子商取引または通信販売を一時停止または中止できる場合
 - ⑦ 本規約の解除事由または本特約第 10 項第 1 号の各号に該当する場合
 - ⑧ その他当社が必要と判断した場合
- (2) 前号の場合において、本規約に基づき電子商取引または通信販売が停止されていない場合には、参加会員は、本規約の定めに従い電子商取引を行うことができるものとします。
- (3) 当社は、本特約に基づく Apple Pay 決済の一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害および費用等について、一切責任を負わないものとします。

14. Apple Pay 決済の運用方法の変更等

参加会員は、Apple Pay 決済の運用方法に変更が生じた場合（事前にカードの有効性を確認する目的等から Apple Pay 決済を行う場合を含む。）には、あらかじめ当社をして決済事業者に申し出、当社及び決済事業者が必要と認めた場合には当社の指示（当社の指定する手続きの実施を含む。）に従うものとします。

15. 提携ブランドカードの取扱い

本規約に基づき会員における提携ブランドカードの取扱いを当社及び決済事業者が承諾した場合で、かつ本特約に基づく Apple Pay 決済においても当該提携ブランドの取扱いを当社及び決済事業者が承諾した場合には、参加会員は、本特約に基づく Apple Pay 決済において、当該提携ブランドカードの取扱いを行うものとします。

クレジットカード決済サービス特約：本人認証サービス特約

会員が、クレジットカード決済サービスについて本人認証サービスを利用する場合、「ペイジェント決済代行サービス会員規約」（以下、「本規約」といいます）に加え、以下の内容を確認し、承諾するものとします（用語の定義は特に定めのない限り本規約と同じとします）。

1. 用語の定義

① 本人認証サービス

本人認証サービスとは、顧客が本人であることを認証するブランド会社（クレジットカードに関するブランド会社をいいます）及びカード会社、提携クレジットカード会社（以下本特約において総称して「決済事業者」といいます）所定のサービスをいいます。

2. 遵守事項

- (1) 本人認証サービス導入に関する詳細については、別途定める導入説明書、取扱いガイドその他取扱要領等に定めるとおりとします。
- (2) 会員は、本人認証サービスについては、別途定める導入説明書、取扱いガイドその他取扱要領等の定めに従うものとします。

3. 利用開始条件等

- (1) 会員は、当社及び決済事業者が別途指定する手続の完了及び告知事項の掲載をするまでの間は、本人認証サービスの利用を開始することができないものとします。なお、本項に違反した場合、会員は、本人認証サービスを利用したことにより起こる一切の事象に関して、自己の責任と費用負担により処理するものとし、当社及び決済事業者は何ら責任を負わないものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本人認証サービスは、当社または決済事業者が会員に通知のうえ当社または決済事業者所定の手続がなされることにより、当社または決済事業者において、会員に本人認証サービスを追加することができるものとします。

4. 個人データの提供同意

会員は、本人認証サービスの手続において決済事業者へ提供する顧客の個人データについて、当該本人認証サービスが「EMV 3Dセキュア（3Dセキュア2.0）」（本人認証手続及び本人認証システムの実装について定めたブランド会社所定の要求仕様の一つをいう。）のときは、会員が顧客本人に代わって当該個人データを提供することに関し、顧客本人の同意を予め取得するなど、個人情報保護法及び関連ガイドラインに定める基準に従い対応しなければならないものとします。

5. 免責

- (1) 会員が本人認証サービスを導入した場合は、本人認証サービスによる認証を行い、認証が得られた顧客の取引については、本規約第4条2に定める返金のうち、本人利用覚えなしに伴うものは、決済事業者が不相当と認めない限り、免責されるものとします。なお、免責の範囲は、認証が得られた顧客の取引の他、以下のものも含まれることがあります。
 - ① 本人認証サービスに未参加な決済事業者との取引。
 - ② 本人認証サービスに参加済の決済事業者のうち、本人認証サービス未登録顧客番号との取引。
 - ③ 本人認証サービスに参加済の決済事業者のうち、本人認証サービス対象外のクレジットカード種別との取引。
- (2) 前項による免責を受けられる場合であっても、以下に該当する場合は、会員は免責されないものとします。
 - ① 認証成功後、当社及び決済事業者所定の方式による送信を実施していない場合。
 - ② 本人認証サービスに関するシステム障害時に取引を継続した場合。
 - ③ ブランド会社所定のチャージバック規程に沿って決済事業者が別途判断した場合。
 - ④ その他、会員が本規約又は本特約の定め違反する取引を行い、当社及び決済事業者が別途判断した場合。

6. 不正使用発生時の本人認証サービス導入の義務

会員がインターネット上で顧客から商品購入の申し込みを受け付ける場合で、当社及び決済事業者が会員における本人なりすましによる不正使用の発生を認め、かつ会員の本人認証手段が本人認証サービスではない場合、当社及び決済事業者が会員に対し通知したときは、会員は、通知日から原則3か月以内に本人認証サービスを導入しなければならないものとします。

7. 本人認証サービスの取扱いの変更

当社及び決済事業者は、技術の発展、社会環境の変化、ブランド会社の要請その他の事由により必要があるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて本人認証サービスの取扱いに関して変更を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。

8. 本人認証サービスが株式会社ジェーシービー所定のサービスの場合に関する特則

会員が利用する本人認証サービスが株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます）所定のサービスの場合、会

員は、JCBが別に定める「JCB本人認証サービス特約」（名称が変更された場合であってもJCB所定の本人認証サービスを定めた特約に相当するものを含む）を事前に確認するものとし、本規約への同意を以て当該特約にも同意したものと、当該特約が別途適用されるものとします。

クレジットカード決済サービス特約：CAFIS 3DS Connector サービス利用特約

会員が、クレジットカード決済サービスとして株式会社 NTT データ(以下「NTTD 社」という。)の「CAFIS 3DS Connector サービス」(以下、本特約において「本サービス」といいます)を利用するにあたり、「ペイジェント決済代行サービス会員規約」(以下、「本規約」という。)に加え以下の内容を確認し、承諾するものとします(用語の定義は特に定めのない限り本規約と同じとします)。

1. 定義

- (1) 「CAFIS 3DS Connector サービス」とは、次の各号に定める処理を行うサービスを指します。
 - ① ブラウザベースによる 1 シーケンスでの EMV3D セキュア (3D セキュア 2.0) 認証処理
 - ② 鍵機能によりカード番号及び有効期限(以下「重要情報」という。)の暗号化を行い、復号化の上、重要情報(うちカード番号は認証リクエスト送信後に非保持)を管理する機能
 - ③ 会員の照会に応じて取引履歴を照会する機能
 - ④ 前各号に付随する機能
- (2) 本特約においては、本規約第 1 条ないし第 4 条の 2、クレジットカード決済サービス特約：多通貨決済サービス及びクレジットカード決済サービス特約：不正検知特約に定める「決済事業者」を合理的な範囲で「決済事業者及び NTTD 社」と読み替えて本規約を適用するものとします。

2. 本サービスの内容等

- (1) 本サービスの詳細は、当社及び NTTD 所定の仕様書にて定めるものとします。
- (2) 会員は、当社との間における通知、連絡、確認、指示、請求、協議その他本サービスの利用及び提供にあたり必要となる諸対応については、当社の間で行うものとします。
- (3) 本サービスは、当社が会員に通知のうえ当社所定の手続がなされることにより、当社において、会員に本サービスを追加することができるものとします。
- (4) 当社及び NTTD 社は、本特約の内容(本サービスの利用料金を含む。)及び本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合には、当社及び NTTD 社は、会員に対して、その変更後の内容が変更前の内容にかわって有効となるものとします。

3. 利用料金等

- (1) 本サービスの利用料金は当社及び NTTD 社にて定めるものとし、会員はこれを当社の定める時期に当社の定める方法で支払うものとします。
- (2) 当社は、前項の利用料金及びその消費税相当額を一括して徴収するものとします。
- (3) 当社は、会員が支払済の利用料金のうち支払期限を経過した分については、理由の如何を問わず会員に対して返還しないものとします。
- (4) 会員が支払期限までに利用料金等及びその消費税相当額を支払わない場合、会員は、当社に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、利用料金等に対し年利 8.25% を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として支払うものとします。

4. 委託

当社及び NTTD 社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

5. 知的財産権の取扱い

会員は、本サービスに関する全ての著作権、発明等その他一切の知的財産権は当社又は当社が指定する第三者(会員以外)に帰属するものとし、会員は本サービスに関する知的財産権を取得するものでないことを承諾します。

6. 禁止行為

- (1) 会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。
 - ① 本サービスに関する情報を改ざん又は消去する行為
 - ② 会員以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ③ 第三者又は当社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
 - ④ 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報を収集する行為
 - ⑤ 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - ⑥ 第三者若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - ⑦ 法令又は反社会的勢力への関与などの公序良俗に反する行為
 - ⑧ 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為(書面により当社が事前に承諾した場合を除く。)
 - ⑨ 第三者に本サービスを利用させる行為(書面により当社が事前に承諾した場合を除く。)
 - ⑩ 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
 - ⑪ 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - ⑫ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為

- ⑬ 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - ⑭ 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - ⑮ その他、当社及びNTTD社が不適切と判断した行為
- (2) 会員は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) 当社は、本サービスの利用に関して、会員の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は会員等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除し、又は本規約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。

7. 免責事項

- (1) 当社は、次の各号に定める損害について、一切の責任を負わないものとし、次の各号に定める事由に起因又は関連して会員又は第三者に生じた不利益又は損害については、その請求原因を問わず、賠償をしないものとします。
- ① 会員が本規約に違反した場合。
 - ② 会員が禁止事項等に違反した場合。
 - ③ 会員の設備に、事故、破損、故障、不具合、不通、不良、不作動、動作遅延等（以下、これらを総称して「障害」といいます。）がある場合。
 - ④ 会員が、当社が別途会員に対して説明した、本サービスの手順・セキュリティ手段等を遵守せず、又は免責事項・制限事項・注意事項等に該当したために障害が発生した場合。
 - ⑤ 会員が本サービスの利用にあたり誤操作をした場合。
 - ⑥ 前各号の他（前各号の場合は会員の責めに帰すべき事由がない場合を含む。）、会員の責めに帰すべき事由がある場合。
 - ⑦ 本サービスの利用が中断又は停止していた間に会員に生じた事由による場合。
 - ⑧ 当社が善良なる管理者の注意をもって管理していたにもかかわらず、公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより機密情報が漏洩した場合に生じた損害。
 - ⑨ 会員から申告があったものの当社では再現できない障害による場合。
 - ⑩ 電気通信事業者又はインターネット接続プロバイダの通信回線の不良、不通、電力会社による電力供給の停止、不安定等の社会基盤の不良、不具合等がある場合。
 - ⑪ 善良なる管理者の注意をもってしても防衛し得ない、第三者による不正アクセス、不正アタック、通信経路上での傍受又は不正な改変の場合。
 - ⑫ 本件システム又は当社が提供するソフトウェア以外に起因する障害の場合。
 - ⑬ 第三者の不法行為又は債務不履行の場合。
 - ⑭ 法令に基づく処分、裁判所の命令の場合。
 - ⑮ 天災地変その他の不可抗力等、当社の責めに帰さない事由により生じた損害の場合。
 - ⑯ その他、当社の責めに帰さない事由による場合。
- (2) 当社は、本サービスの利用に起因して会員と第三者の間で生じた紛争等について一切の責任を負いません。

8. 会員の遵守事項等

会員は、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- ① 会員は、本特約の内容を承諾した上で、本特約により会員が負う義務を遵守すること（ただし、利用料金等の支払い義務等条項の性質上、会員に適用できないものを除く。）
- ② 本サービスに係る当社とNTTD社間の契約が理由の如何を問わず終了した場合は、会員に対する本サービスも自動的に終了し、会員は本サービスを以後利用できないこと
- ③ 会員は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと
- ④ 本サービスの提供に関して当社及びNTTD社が必要と認めた場合には、会員が、当社に対して、必要な範囲で、会員から事前の書面による承諾を受けることなく会員の秘密情報を開示することができること
- ⑤ 会員は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して損害賠償請求等の請求を含め、当社及びNTTD社に対して一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社及びNTTD社に対して一切の責任追及を行わないこと

9. 会員が本特約に違反した場合の措置

- (1) 会員が前条各号所定の条項に違反した場合、会員は、速やかに当該違反を是正するものとし、当社は会員に対し当該違反の是正措置を命ずることができるものとします。
- (2) 会員が前条各号所定の条項に違反した日から60日間経過後も当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
- ① 当該会員に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止すること
 - ② 本規約の全部又は一部を解除すること

10. 個人情報保護

- (1) 本サービスの利用及び提供にあたり会員が当社に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとします。なお、個人情報とは、次の各号のいずれにも該当するものをいいます。
 - ① 「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)第2条に定める個人情報及びその蔵置媒体
 - ② 法令、契約等に従い、取扱を委託する正当な権利を有する情報及びその蔵置媒体
- (2) 会員及び当社は、個人情報の取扱について、次の各号に定める義務を負うものとします。
 - ① 個人情報を本特約の履行以外の目的のために利用(以下「目的外利用」という。)しないこと
 - ② 利用目的の範囲を超えて個人情報を第三者に提供しないこと(ただし、利用目的の範囲を超えたものであっても第3項に該当する場合には、第三者に個人情報を提供することができるものとする。)
 - ③ 個人情報を個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等(以下「漏洩等」という。)の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること
 - ④ 自己の責任において、本特約により個人情報を取扱う自己の従業者(自己の組織内にあつて直接間接に自己の指揮監督を受けて自己の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、取締役、監査役、派遣社員を含む。以下「従業者」という。)に本条の義務を遵守させること
- (3) 当社は、本特約を履行するにあたり、第三者に個人情報を開示する必要がある場合、事前に会員の承諾を得るものとし、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
- (4) 第2項及び第3項にかかわらず、当社は、法令等に基づき、提供を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り個人情報を提供することができるものとします。ただし、当該提供を行うにあたっては、必要最小限の範囲での提供となるよう合理的な努力を行うものとします。
- (5) 当社は、法第24条以下に規定される個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等(以下「開示等」という。)を行う権限を有せず、個人情報の主体から開示等の依頼を受けた場合、その旨を会員に通知するものとします。

11. 解除

- (1) 当社は、会員が次の各号に該当したときは、なんらの催告なしに、本規約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - ① 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は清算、特別清算、民事再生手続、会社更生手続、破産手続もしくは競売等の申立てを受け、又は自ら清算、特別清算、民事再生手続、会社更生手続、もしくは破産手続の申立てをした場合
 - ② 行政庁より営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
 - ③ 振出し、保証し、引受け、又は裏書した手形、小切手の第一回目の不渡り、支払停止その他財産状態が悪化したと認められた場合
 - ④ 解散し又は所在が不明となった場合
- (2) 当社は、本サービス提供を中断又は停止した場合において、当該停止の日から30日を超えてもなお当該停止の原因となった事由が解消されないときは、会員に別途通知することにより、本規約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- (3) 当社は、本規約の他の定めにかかわらず、本条に基づく解約によって会員に生じる損害、その他の費用の賠償又は補償を免れるものとします。
- (4) 会員は、本条を含めて会員による解約があった場合において、利用料金以外の料金の残債務があるときは、当社に対し、当該残債務を一括して当社の指定する期限までに支払うものとします。
- (5) 会員は、本条による解約があった場合には、既に当社に支払った利用料金の返還を求めすることはできません。
- (6) 当社が第1項又は第2項の定めに基づき本規約を解約した場合において、当社に損害が発生したときには、会員はその損害を賠償するものとします。

クレジットカード決済サービス特約：トランザクションブロックサービス利用特約

会員が、クレジットカード決済サービスについて、トランザクションブロックサービスを利用する場合、「ペイジェント決済代行サービス会員規約」（以下、「本規約」という）に加えて以下の内容を確認し、承諾するものとします（用語の定義は特に定めのない限り本規約と同じとします）。

1. 用語の定義

(1) トランザクションブロックサービス

トランザクションブロックサービスとは、クレジットカード決済において、会員が指定する閾値に応じて、繰り返し実行される売上承認等のトランザクションを遮断する当社所定のサービスをいいます。以下、「本特約サービス」といいます。

2. 遵守事項

(1) 本特約サービス及びその導入に関する詳細について、導入説明書、取扱いガイドその他取扱要領等（以下「取扱要領等」という）が別にある場合は、当該取扱要領等に定めるとおりとし、会員は当該取扱要領等に従うものとします。

(2) 前項に定める取扱要領等は、当社の裁量において変更することができるものとします。取扱要領等を変更した場合、本特約サービスに関する一切の事項は変更後の取扱要領等によるものとします。

3. 利用開始条件

会員は、当社が別途指定する手続の完了をするまでの間は、本特約サービスの利用を開始することができないものとします。

4. 責任の範囲

(1) 当社は、本特約サービスの完全性、正確性、適法性、有効性、第三者の権利の非侵害性について何ら保証せず、会員は、自己の費用と責任において本特約サービスを使用するものとします。会員は、当社に何ら責任を追究しないものとします。

(2) 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、その他自己の責に帰すことのできない事由（以下、「不可抗力」という。）による本特約サービスの提供に関する履行遅滞又は履行不能について、会員に対し責任を負わないものとします。

(3) 前号のほか、会員は、請求原因の如何を問わず、損害賠償請求等の請求を含め、当社に対して一切の責任追及を行うことができないことを、異議なく承諾するものとします。

(4) 会員は、次の各号の一に該当する事象が生じた場合は、自己の責任と費用を以てこれを処理するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

① 本特約サービスの利用によって第三者（会員の顧客を含むがこれに限らない。本項において同じ。）に損害を与えた場合

② 本特約サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合

③ その他第三者との間で紛争が生じた場合

(5) 会員は、当社が本特約サービスにおいて会員に対して提供するブロックの結果について、次の各号に定める事項を異議なく承諾するものとします。

① 本特約サービスによるブロックは、会員自らの責任で行うものであり、当社がクレジットカード不正利用を完全に防ぐことを保証するものではないこと。

(6) 本特約サービスにおいて不具合が生じた場合、当社は、自ら対応可能と判断する範囲に限り、当該不具合の解消に向けた対応に努めます。なお、当該不具合が解消されない場合であっても、当社は一切の責任を負わないことを異議なく承諾するものとします。

5. サービスの廃止

当社は、次の各号の一に該当する場合、会員に対して何らの責任も負うことなく、直ちに本特約サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

① 本特約サービス廃止日の3ヶ月前までに会員に通知した場合

② 天災地変等不可抗力により本特約サービスの提供が不可能となった場合

③ 本特約サービスに関する設備の保守上等の理由により本特約サービスの提供が技術上困難で、会員にその旨通知した場合

④ 原因を問わず本特約サービスの提供が不可能となった場合で、会員にその旨通知した場合

6. サービス終了後の処理

会員は、本特約サービスが終了した場合、契約終了後速やかに、本特約サービスの利用にあたって当社から提供を受けた資料等を、当社に返還し、又は、会員の責任で消去するものとし、当社から要求がある場合には、消去した旨を当社に対し書面で証明するものとします。

会員がコンビニエンスストア決済サービスを利用する場合には、以下の規定を適用するものとします。

第45条 包括代理権等

1. 会員は、当社に対し、次の各号につき、当社が会員の代理人としてコンビニ収納代行会社との間で包括的に代理する権限を付与するものとし、当該代理権の付与を撤回することはできないものとします。
 - (1) 会員がコンビニ収納代行会社よりコンビニエンスストア決済サービスの提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含む。）の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) コンビニ収納代行会社に対する届出業務
 - (3) コンビニ収納代行会社への通信販売の申込
 - (4) コンビニ収納代行会社からの代金等の受領
 - (5) コンビニ収納代行会社からの通知、送付書類等の受領
 - (6) 上記業務に付随する一切の業務
 - (7) その他、会員及び当社で合意し、コンビニ収納代行会社が承認した業務
2. 当社は、コンビニ収納代行会社の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、コンビニ収納代行会社の変更又は追加に際し、当社がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。

第46条 払込依頼票等

1. 会員が顧客に払込依頼票又は受付番号の内容を携帯電話等の画面に加工して提供する場合は、当社を通じてコンビニ収納代行会社にその旨を事前に申し出て、提供画面の承認を得るものとします。
2. コンビニ収納代行会社は、顧客がコンビニ各店に持参した払込依頼票又は受付番号に登録された料金収納情報に基づき、払込依頼票に記載等されている金額を収納し、料金収納データを当社及び当社を通じ会員に提供するものとします。なお、当社及びコンビニ収納代行会社並びにコンビニ各店は代金等を回収する義務を負うものではありません。
3. 会員が払込依頼票を作成する場合、当該払込依頼票には顧客がコンビニ各店にて商品等の販売又は提供に係る契約の
問合わせや変更、取消、返品、返金等は出来ないことを記述するものとします。また、収納後に顧客に渡す払込受領証にも顧客がコンビニ各店にて代金支払後の商品等の販売又は提供に係る契約の変更、取消、返品、返金等は出来ないことを明記するものとします。

第47条 コンビニ収納代行会社による支払の拒絶、留保

1. 当社及びコンビニ収納代行会社は、以下の各号に該当した場合には、会員への支払を留保することができるものとします。また、既に代金等が支払済の場合、当社は、会員に対し、支払済の代金等の返却を請求することができるものとします。
 - (1) 会員と顧客との商品等の販売又は提供に係る契約が解除され、取消され、又は無効となったとき
 - (2) 会員が商品等の販売又は提供に係る契約の取引記録及び文書を保管していなかったとき、及び当該記録にもとづく取引に関わる書類の提出に応じられなかったとき
 - (3) 第24条第1項各号に定める事由の発生したとき
 - (4) 会員が本規約に違反したとき
 - (5) その他コンビニ収納代行会社が不相当と判断した場合
2. 会員は、コンビニ収納代行会社が調査の必要があると認めた場合、コンビニ収納代行会社はその調査が完了するまで当社又はコンビニ収納代行会社が代金等に対する支払いを留保できることを承認します。
3. 会員は、コンビニ収納代行会社が顧客に代金を返金した場合、当社及びコンビニ収納代行会社が会員に対して当該売上に係る取引に関する一切の支払の義務を負わないことを承認します。
4. 会員は、コンビニ収納代行会社が支払いを留保した場合、当社も支払を留保することができることを承認するものとします。
5. 当社が支払を留保した場合でも、利息は付きません。

銀行ネット決済サービス規定

会員が銀行ネット決済サービスを利用する場合には、本規定を適用するものとします。

第48条 包括代理権等

1. 会員は、当社に対し、次の各号につき、当社が会員の代理人として銀行との間で包括的に代理する権限を付与するものとし、当該代理権の付与を撤回することはできないものとします。
 - (1) 会員が銀行より銀行ネット決済サービスの提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含む。）の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) 銀行に対する届出業務
 - (3) 銀行への通信販売の申込
 - (4) 顧客からの支払申込受付
 - (5) 銀行ネット決済サービスシステムの構築・維持
 - (6) 銀行所定の振込電文の通信
 - (7) 銀行ネット決済サービス料金の支払
 - (8) 銀行からの代金等の受領
 - (9) 銀行からの通知、送付書類等の受領
 - (10) 上記業務に付随する一切の業務
 - (11) その他、会員及び当社で合意し、銀行が承認した業務
2. 当社は、銀行の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、銀行の変更又は追加に際し、当社がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。

第49条 銀行ネット決済サービスの内容

1. 銀行ネット決済サービスにおいて顧客がネットバンキングを利用する支払いを希望した場合、会員は、顧客から銀行所定の振込依頼データ（振込金額データを含む。）の入力を受け、決済指示電文を当社又は銀行所定の通信手順により銀行に対し送信します。
2. 銀行は、前項の決済指示電文を受信後、顧客から送付される本人確認データにより顧客の本人確認処理を行い、処理結果が正常なものと確認できた場合、顧客の指定した銀行口座から資金を引き落とし、当社の銀行口座に振込むものとし、当社はこれを受領するものとします。
3. 銀行ネット決済サービスにおいて顧客がATMを利用する支払いを希望した場合、会員は、顧客に対し、当社が指定する支払番号を発行するものとします。
4. 銀行は、顧客が前項の支払番号をATMに入力した上で銀行又は提携決済事業者所定の口座に代金等を振込んだ場合、当該代金等を当社の銀行口座に振り込むものとし、当社はこれを受領するものとします。
5. 本条の定めに従って当社の銀行口座に振込がなされた場合には、顧客との関係では、会員に対する代金等の支払がなされたものとみなします。
6. 当社及び銀行は代金等を回収する義務を負うものではありません。

第50条 銀行ネット決済サービス提供にかかる上限額

1. 顧客からの振込金額の上限額は、銀行が別途定める通りとし、銀行は、上限額を超える振込依頼がなされた場合には、前条にかかわらず、銀行ネット決済サービスの提供を拒絶することができるものとします。
2. 受付時間、振込実施日は、銀行が別途定めるものとします。
3. その他銀行ネット決済サービスの取り扱い条件は、各銀行の定める利用規定に従うものとします。

第51条 顧客との取引

1. 会員はショップ上において、顧客の振込先が当社であることを顧客に対して適切な方法で明示しなければならないものとし、かつその明示は銀行ネット決済サービスの振込電文を銀行に送信する前の段階において行わなければならないものとします。
2. 会員は、当社から指示があった場合は、顧客に対して電子決済等代行業者の登録番号等、当社の定める事項を当社に代わって明らかにするものとします。

第52条 支払の拒絶、留保

1. 当社は、以下の各号に該当した場合には、会員への支払を留保することができるものとします。また、既に代金等が支払済の場合、当社は、会員に対し、支払済の代金等の返却を請求することができるものとします。
 - (1) 会員と顧客との商品等の販売又は提供に係る契約が解除され、取消され、又は無効となったとき
 - (2) 会員が商品等の販売又は提供に係る契約の取引記録及び文書を保管していなかったとき、及び当該記録にもとづく取引に関わる書類の提出に応じられなかったとき
 - (3) 第24条第1項各号に定める事由の発生したとき
 - (4) 会員が本規約に違反したとき
 - (5) その他当社が不適当と判断した場合
2. 会員は、銀行が調査の必要があると認めた場合、銀行がその調査が完了するまで当社又は銀行が代金等の支払いを留保できることを承認します。
3. 当社が支払を留保した場合でも、利息は付さないものとします。

銀行振込（仮想口座方式）特約

会員は、銀行ネット決済サービスとして「銀行振込（仮想口座方式）」（以下「本機能」という）を利用するにあたり、ペイジェント決済代行サービス会員規約（以下「本規約」という）に加え以下の特約（以下「本特約」という）を確認し、承諾するものとします。（※用語の定義は特に定めない限り本規約と同じとします。）

1. 「銀行振込（仮想口座方式）」とは、株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「本銀行」という）が提供する入金照合サービス「けしこみ超人」によって発行される振込専用口座番号（以下「本件口座番号」という）を利用した銀行ネット決済サービスをいいます。なお「銀行振込（仮想口座方式）」の利用にあたっては通常の銀行ネット決済サービスとは別に、当社の承認が必要です。
2. 会員は、当社が会員の本機能利用を認めた日として通知する日より、本機能を利用することができるものとします。
3. 本機能は本サービスの一部をなすものとし、本機能の利用にあたって本特約は本規約の一部をなすものとし、本特約に定めのない事項は、全て本規約の各条項が適用されるものとします。なお、本規約の以下の各条項については以下に定める通り読み替えて適用されるものとします。

第2条 用語の定義

(1)本サービス

本サービスとは、当社が本規約に基づき会員に対し提供する、当社の指定するインターネット上のサイト、電子メール、カタログ、電話及びダイレクトメールを利用した通信販売、並びに法人間における商取引における商品等に係る代金及び送料ならびに顧客が会員に対して支払うことを合意したその他の金銭(以下、「代金等」といいます。)の回収の代行、代金等の回収に係る情報の伝送・処理サービス及びこれに付随するサービスを言います。

(3)ショップ

ショップとは、会員が、本サービスを利用して商品等を顧客に対して販売若しくは提供することを目的として運営する、当社の指定するインターネット上のサイト及び実店舗等実在する販売拠点をいいます。

(6)コンテンツ

コンテンツとは、会員がショップ内、電子メール、カタログ又はダイレクトメール等の媒体に記述し、あるいは電話、対面において口述する広告内容その他全ての情報を言います。

4. 本規約第49条の定めにかかわらず、銀行ネット決済サービスにおいて本機能を利用して顧客が支払いを行う場合は、顧客がネットバンキング及びATMのいずれかを利用する支払を希望しているかにかかわらず、会員は当社の定めるところに従い顧客に本件口座番号を割り当て、当該本件口座番号宛に代金等の入金を行わせるものとし、本銀行は本銀行所定の条件に従い顧客が入金を行った本件口座番号を有する口座から資金を引き出し、当社の銀行口座に振込むものとします。
5. 会員は、異なる顧客に同一の本件口座番号を指定してはならないものとします。
6. 会員は、別途当社が定める条件及び手続に従い、本件口座番号について表示される口座名義を変更することができるオプションを利用することができるものとします。なお、当該オプションの利用条件、利用方法、利用料金その他の事項は別途当社が定めるところによるものとします。
7. 本規約または本特約が解除された場合、会員はその旨を顧客に対し通知するものとします
8. 本機能は本銀行の都合により予告なく終了する場合があります。
9. 本規約または本特約が解約等により終了した場合、その他本機能が終了した場合には、その時点で手続きの終了していない取引については、当社及び本銀行はその処理をする義務を負わず、当社及び銀行は本機能を提供しないことにより生じた一切の事項について責任を負わないものとします。

電子マネー決済サービス規定

会員が電子マネー決済サービスを利用する場合には、以下の規定を適用するものとします。

第53条 包括代理権等

1. 会員は、当社に対し、次の各号につき、当社が会員の代理人として電子マネー事業者との間で包括的に代理する権限を付与するものとし、当該代理権の付与を撤回することはできないものとします。
 - (1) 会員が電子マネー事業者より電子マネー決済サービスの提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含む。）の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) 電子マネー事業者に対する届出業務
 - (3) 電子マネー事業者への通信販売の申込
 - (4) 電子マネー決済サービスシステムの構築・運用
 - (5) 電子マネー事業者からの代金等の受領
 - (6) 電子マネー事業者からの通知、送付書類等の受領
 - (7) 上記業務に付随する一切の業務
 - (8) その他、会員及び当社で合意し、電子マネー事業者が承認した業務
2. 当社は、電子マネー事業者の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、電子マネー事業者の変更又は追加に際し、当社がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。

第54条 取引方法

会員は、電子マネー決済サービスを利用する場合、電子マネー事業者の定める利用規定に従うものとします。

第55条 支払の拒絶、留保

1. 当社は、以下の各号に該当した場合には、会員への支払を留保することができるものとします。また、既に代金等が支払済の場合、当社は、会員に対し、支払済の代金等の返却を請求することができるものとします。
 - (1) 会員と顧客との商品等の販売又は提供に係る契約が解除され、取消され、又は無効となったとき
 - (2) 会員が商品等の販売又は提供に係る契約の取引記録及び文書を保管していなかったとき、及び当該記録にもとづく取引に関わる書類の提出に応じられなかったとき
 - (3) 第24条第1項各号に定める事由の発生したとき
 - (4) 会員が本規約に違反し、また違反するおそれがある場合
 - (5) その他当社又は電子マネー事業者が不相当と判断した場合
2. 会員は、電子マネー事業者が調査の必要があると認めた場合、電子マネー事業者がその調査が完了するまで当社又は電子マネー事業者が代金の支払いを留保できることを承認します。
3. 会員は、電子マネー事業者が顧客に代金を返金した場合、当社及び電子マネー事業者が会員に対して当該売上に係る取引に関する一切の支払の義務を負わないことを承認します。
4. 会員は、電子マネー事業者が支払いを留保した場合、当社も支払を留保することができることを承認するものとします。
5. 当社が支払を留保した場合でも、利息は付さないものとします。

携帯キャリア決済サービス規定

会員が携帯キャリア決済サービスを利用する場合には、以下の規定を適用するものとします。

第56条 包括代理権等

1. 会員は、当社に対し、次の各号につき、当社が会員の代理人として携帯キャリアとの間で包括的に代理する権限を付与するものとし、当該代理権の付与を撤回することはできないものとします。
 - (1) 会員が携帯キャリアより携帯キャリア決済サービスの提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含む。）の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) 携帯キャリアに対する各種届出業務
 - (3) 携帯キャリアへの売上情報の送信及びその承認依頼並びに承認の取得
 - (4) 売上請求（債権譲渡が必要となる場合には、債権譲渡を含む。）及び代金等の受領に関する業務
 - (5) 携帯キャリアからの顧客に対する通知、送付書類等の受領
 - (6) 携帯キャリアが顧客に対して請求するために必要な一切の手続き（対抗要件の具備を含む）を行う業務
 - (7) 上記業務に付随する一切の業務
 - (8) その他、会員及び当社で合意し、携帯キャリアが承認した業務
2. 当社は、携帯キャリアの一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、携帯キャリアの変更又は追加に際し、当社がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。

第57条 提供条件

1. 会員は、顧客が携帯キャリア決済サービスを利用できる金額の上限及び地域等、携帯キャリア決済サービスの提供を受ける上で携帯キャリアが定める条件を予め承諾するものとし、当社又は携帯キャリアより要求があった場合は当該条件を規定した利用規約を定め、ショップに表示するものとします。
2. 会員は、顧客が携帯キャリア決済サービスを利用する為に携帯キャリアが別途定める条件を顧客自身が満たしていない場合、当該顧客は携帯キャリア決済サービスを利用することができないことがあることを予め承諾するものとします。

第58条 本人確認等

1. 会員は、顧客より携帯キャリア決済サービスを利用して商品等の販売又は提供の申込を受付けた場合、顧客につき以下の事実を確認し、当社及び携帯キャリアの承認を得るものとします。万が一、会員が当該承認を得ずに顧客に携帯キャリア決済サービスを利用させた場合、会員は、携帯キャリア決済サービスを利用した商品等の販売又は提供等にかかる全ての代金等について一切の責任を負うものとします。
 - (1) 顧客を特定する為の情報（氏名、住所等）
 - (2) 顧客の信用状態
 - (3) 携帯キャリアの提供する通信サービスを利用することができる携帯電話端末により現に通信を行なっている者と顧客の同一性等
 - (4) 顧客が商品等の販売又は提供に係る契約等を締結する能力及び権限を有すること
 - (5) その他当社及び携帯キャリアが定める事項
2. 前項の当社及び携帯キャリアの承認は、顧客が会員と商品等の販売又は提供に係る契約等を締結する能力及び権限を有すること等を保証するものではありません。
3. 会員は、不正利用により前項に定める申込みがされたことを発見した場合には、直ちに当社に通知し、当社及び携帯キャリアの指示に従うものとします。
4. 会員が第1項に基づく確認を怠った場合又は確認したにもかかわらず確認した事項と事実が異なったこと（不正利用を含む。）等により生ずる紛争については、すべて会員がその責任と費用において解決するものとし、当社及び携帯キャリアは一切責任を負わないものとします。また、当社または携帯キャリアが損害を被った場合には、会員はこれを賠償する責任を負うものとします。

第59条 売上情報

1. 会員は、顧客から販売又は提供の申込を受け付けた商品等を発送又は提供したときは、売上情報を、当社所定の方法により、当社に提出するものとします。
2. 会員は、前項の売上情報の提出にあたり、次の事項を行ってはならないものとします。
 - (1) 現金の立替、過去の売掛金の回収等、当該通信販売によって発生した売上情報以外の売上情報を記録すること
 - (2) 売上データを訂正すること
 - (3) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を提出すること
 - (4) 事実と異なる期日や架空・水増しした代金等を記録する等の不実・不正の売上情報を提出すること

第60条 売上請求

1. 当社が、会員の売上情報を携帯キャリア宛に送付し、当該売上情報が携帯キャリア所定の方法により処理された時点で会員から売上情報にかかる代金等の売上請求がなされたものとします。
2. 商品等の所有権は、前項に定める売上請求がなされたときに会員から携帯キャリアへ移転するものとします。
3. 会員は、会員が前条第1項に基づく売上情報を当社所定の期間内に提出しなかったときは、携帯キャリアが当該売上情報にかかる売上請求を拒否できること、及び当社が売上情報を携帯キャリアへ提出する義務を負わないことを

承諾するものとします。

4. 会員の当社及び携帯キャリアに対する売上請求にかかる債権について差押え、滞納処分等があった場合、当社は当社所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きによる限り会員に対して遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

第61条 代金等の支払の拒絶、留保

1. 当社及び携帯キャリアは、以下の各号の事由が生じた場合、売上請求の受付を取消し（債権譲渡を行った場合、債権譲渡の解除を含む。）、会員への当該売上請求にかかる支払を留保できるものとします。また、既に支払済の場合、会員は当社に対し受領した代金等を返却するものとします。
 - (1) 会員と顧客との商品等の販売又は提供に係る契約が解除され、取消され、又は無効となったとき
 - (2) 売上情報が正当なものでないとき
 - (3) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき
 - (4) 当社及び携帯キャリアの承認を得ずに顧客に携帯キャリア決済サービスを利用させたとき
 - (5) 顧客が商品等の販売又は提供に係る契約に関し利用覚え無し、金額相違等の異議、支払拒絶等会員に対する抗弁を当社又は携帯キャリアに申し出たとき
 - (6) 会員が商品等の販売又は提供に係る契約の取引記録及び文書を保管していなかったとき、及び当該記録にもとづく取引に関わる書類の提出に応じられなかったとき
 - (7) 第24条第1項各号に定める事由の発生したとき
 - (8) 売上情報の提出が当社の定める期間経過後になされたとき
 - (9) 会員が商品等の販売又は提供に係る契約に違反したとき
 - (10) 会員が本規約に違反したとき
 - (11) その他当社及び携帯キャリアが不適当と判断した場合
2. 会員は、携帯キャリアが調査の必要があると認めた場合、携帯キャリアがその調査が完了するまで当社又は携帯キャリアが代金等の支払いを留保できることを承認します。
3. 会員は、携帯キャリアが売上請求の受付を取消した場合、当社及び携帯キャリアが会員に対して当該売上請求に関する一切の支払の義務を負わないことを承認します。
4. 会員は、携帯キャリアが支払いを留保した場合、当社も支払を留保することができることを承認するものとします。
5. 当社が支払を留保した場合でも、利息は付さないものとします。
6. 会員が携帯キャリアに対して債務を負っている場合には、携帯キャリアは、会員に支払うべき代金等と相殺することができるものとします。

第62条 広告等

1. 会員は、携帯キャリア決済サービスが利用できる旨の広告を顧客に対して行なう場合、別途携帯キャリアが定める事項を遵守するものとします。
2. 会員は、商品等について、顧客があたかも携帯キャリアが販売又は提供もしくは保証しているかのような誤認その他携帯キャリアが何らかの関連を有するとの誤認を与えるおそれがある広告表示をしてはならないものとします。
3. 会員は、顧客の承認なく、携帯キャリア決済サービスが利用できる旨の電子メールによる広告を行なってはならないものとします。

携帯キャリア決済サービス特約：d払い

会員は、携帯キャリア決済サービスとして株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という）の「d払い」を利用するにあたり、ペイメント決済代行サービス会員規約（以下「本規約」という）に加え以下の内容を確認し、承諾するものとします。（※用語の定義は特に定めない限り本規約と同じとします。）

- 「d払い」とは、顧客が、ドコモが提供するサイト（ドコモが利用者に対して商品等を販売又は提供するために運営・提供するWebサイト等をいいます。）又は加盟店サイト上で、ドコモ、包括加盟店又は加盟店との間の取引の代金の支払いを、以下の支払方法の中から選択して行うネット決済サービスです。（請求書にはd払いの利用合計金額しか表示されません。）
 - 電話料金合算払い：ドコモの回線契約利用者が月々の携帯電話料金と合わせてドコモに支払う方法
 - dポイント充当：ドコモが別途定める「dポイントクラブ会員規約」に定めるdポイントのご利用可能ポイントから、購入時に充当ポイント（一部又は全部）を交換する方法
 - d払い残高払い／d払い残高充当：d払い残高から、購入時にご利用金額を出金又は充当する方法
- 顧客がd払いを利用する場合の条件は以下のとおりです。顧客が以下に掲げる条件の一つにでも該当していない場合、顧客はd払いが利用できないことがあります。
 - iモード、spモードパスワード、ネットワーク暗証番号又はdアカウント等ドコモが指定する認証番号の入力が必要な場合は、それらを正しく入力していること
 - ドコモが別途定める「d払いご利用規約」等に定めるd払いの利用条件を満たしていること
 - iモード又はspモードの利用に対する対価その他ドコモに対する金銭債務について、2ヶ月連続期日内に収納していることをドコモが確認できていること
 - 決済金額が以下に定める上限額（送料、消費税その他購入にかかる費用を含む。）を超えていないこと
 - 電話料金合算払い：最大10万円/月
 - dポイント充当：dポイントのご利用可能ポイントの範囲内
 - d払い残高払い／d払い残高充当：受入限度額100万円
- 会員は、以下に定める商材の決済にd払いを利用する場合、別途定める書面及び必要に応じ商品の内容がわかる資料等を添えて当社に届出るものとします。
 - 書籍・ビデオ・DVD等（購入に年齢制限のあるもの）
 - 賞味期限が短い食品・酒類
 - 薬事法に関連する商品（化粧品、健康食品）
 - ファッション、雑貨（宝石類、ブランドバック、イミテーション、キャラクターグッズ、開運グッズ、レプリカ）
 - 古物、中古品
 - その他販売又は提供を禁止するものとして本規約第6条第7項に掲げる商品等に該当する恐れのあるもの
- 会員は、d払いの利用を希望する顧客との商品等の販売又は提供に係る契約等を、以下の条件を満たす内容とするものとします。
 - 2の(4)に定める決済金額
 - 遅延損害金の利率を14.5%とすること
 - ドコモが別途定める「d払いご利用規約」等に定めるd払いの利用条件を満たしていること
- dポイント
 - dポイント（請求代金額連動）の付与ポイント数の確定時期、請求代金に変更され又は売買契約等が取り消された場合におけるdポイント（請求代金額連動）に係るポイント付与処理等については、別途ドコモの定める条件に従うものとします。
 - 会員は、ドコモとの間で別途所定の手続きを行うことで、dポイント付与（請求代金額連動）の機能とは別に、dポイント付与（キャンペーン）の機能を利用して、することができ、dポイント付与（キャンペーン）に係るポイント付与処理等については、別途ドコモの定める条件に従うものとします。
 - 会員は、ドコモがdポイントクラブ会員である利用者に対して付与するdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）は、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売又は提供にあたり、会員が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、ドコモによるdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）の付与分を考慮する等、不当景品類及び不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等（包括加盟店又は加盟店の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合は、これらの公正競争規約等を含み、以下、総称して「景品等規制」といいます。）に違反しない範囲でこれを提供等するものとします（会員がd払いを利用して販売又は提供する商品等以外について実施する、一般懸賞施策との重複当選又は総付景品施策との景品類の重複提供を含みます）。
 - 会員は、前三号に基づくdポイントの付与とは別に、ドコモが自己の裁量において、dポイントクラブ会員規約に基づき、dポイントクラブ会員である利用者に対してdポイントを付与する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。
 - ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合、包括加盟店又は加盟店への事前の通知なく利用者に対してdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）を付与せず、又は付与したdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）を取り消すことができるものとします。

- ・ 顧客が、ドコモが別に定める各種規約に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - ・ 顧客による d 払いを利用した取引に不正な行為が含まれる又は含まれるおそれがあるとドコモが判断した場合
 - ・ 商品等が d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）の付与の対象外となる商品又は役務であるとドコモが判断した場合
 - ・ 会員が本規約の定めに違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - ・ 会員が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合（ただし、ドコモが当該違反又は違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではありません。）
 - ・ その他ドコモが必要と判断した場合
- (6) 前号の規定にかかわらず、ドコモは、会員と顧客との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与された d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）を別途定める条件に従い、取り消すことができるものとします。
6. 会員は、d 払いが利用できる旨の広告を顧客に対して行う場合は、以下の事項を遵守しなければなりません
- (1) サービス、メニュー若しくはショップの名称、提供者名、連絡先、利用にかかる料金その他のドコモが指定する事項をはっきりと読み取れる文字で記載しなければならないこと。
 - (2) 公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・媒体及び異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (3) 公序良俗に反するサイトの仮想通貨・ポイントなどサイトの利用権利を得ることを目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (4) 電子マネー、現金などの取得を目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (5) 違法サイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (6) ショップにおける d 払いでの決済行為を他のサイトを利用するための条件とするなど、顧客に利用の意思がないまま d 払いでの決済をさせることにつながる表示をしてはならないこと。
7. 当社及びドコモは、会員からの売上情報の全部又は一部を集計又は分析し、新サービスの展開、検討等に活用することがあります。
8. 当社及びドコモ並びにドコモの代理店が作成し、公開する「d 払いの加盟店名簿等」に会員の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品、役務などを掲載することがあります。
9. 当社及びドコモは、会員からの i モード又は sp モード契約者又はドコモが保有する利用者の氏名、住所、携帯電話番号その他一切の個人情報の提供の要請に応じることはできません。
10. 会員のショップにおいて、6 ヶ月以上継続して顧客による「d 払い」の利用の事実がないと認められた場合、当社及びドコモは d 払いサービスの提供の全部又は一部を停止することがあります。
11. この携帯キャリア決済サービス特約の内容を変更する場合は、変更につき予め当社が適当と判断する方法で通知又は周知したうえで、当社の定める日をもって変更後の携帯キャリア決済サービス特約が適用されるものとします。

以上

携帯キャリア決済サービス特約：ソフトバンクまとめて支払い（B）

会員は、携帯キャリア決済サービスとしてソフトバンクモバイル株式会社及びソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社（以下、あわせて「ソフトバンク」という）の「ソフトバンクまとめて支払い（B）」を利用するにあたり、ページメント決済代行サービス会員規約（以下「本規約」という）に加え以下の内容を確認し、承諾するものとします。（※用語の定義は特に定めない限り本規約と同じとします。）

1. 「ソフトバンクまとめて支払い（B）」とは、顧客がソフトバンク及びソフトバンクが指定する通信事業者（以下「指定事業者」という）のウェブ通信料及び月々の携帯電話利用料金等の支払い手段として登録している決済手段によって、ショップにおいて購入または利用した商品等の代金債権を決済することを内容としたサービスを行います。なお、ソフトバンクまとめて支払い（B）を利用することができる顧客は、別途ソフトバンク及び指定事業者が定める条件を満たしている個人に限られ、当該条件を満たさない顧客はソフトバンクまとめて支払い（B）を利用できません。
2. 会員は、本規約に定めるほか、以下の各号の要件を充たさなければなりません。
 - (1) 商品等を継続的に安定して販売できる能力と経営基盤があること（顧客窓口の円滑な運営や、安定したサーバ運用・保守等が可能なこと）
 - (2) Softbank スマートフォン等の端末にて、商品等を正常に販売・購入できることを自己の責任と負担において確認すること
 - (3) 過去にソフトバンクとの契約に違反したことがないこと
3. 会員は、本規約に定めるほか、商品等及びショップに関して以下に抵触する行為を行ってはなりません。
 - (1) 非良識的で、顧客の信頼に背くもの
 - (2) 国際親善を害するおそれのあるもの
 - (3) 他人になりすまして情報を送信、もしくは表示し、またはショップを運営し商品等を販売する行為
 - (4) 顧客のサービス料金やソフトバンクのネットワークに悪影響を及ぼすような、予測できないネットワーク利用が生じるもの
 - (5) 非科学的、または迷信に類するもので、顧客を惑わせ、不安を与えるおそれがあるもの
 - (6) 政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘し、または寄付を求めるもの
 - (7) 潜在意識に働きかけるおそれのあるもの
 - (8) 当社またはソフトバンクのサービスを否定または損なうもの、もしくはそのおそれがあるもの。当社またはソフトバンクのブランドイメージを著しく傷つける等社会的評価を低下するもの、もしくはそのおそれがあるもの
 - (9) 顧客の立場から解約方法を分かりづらくすること
 - (10) ソフトバンクまとめて支払い（B）を利用する場合と他の決済手段を利用する場合とで同一商品を著しく異なる価格で販売する行為
 - (11) 以下の各号の商品等の販売
 - ① 青少年の健全な育成を阻害するもの、もしくはその配慮が不十分なもの
 - ② たばこ
 - ③ 海外の宝くじ、馬券等
 - ④ 銀行口座、身分証明書、制服類、会員権等犯罪行為を惹起するおそれのあるもの
 - ⑤ 通常人の射幸心をあおるもの
 - ⑥ 第三者のサービスの主旨、目的、機能を否定し、妨げるもの
4. 会員は、商品等を通じて顧客から個人情報を取得する場合は、以下の項目を遵守するものとします。
 - (1) 個人情報を取得する場合には、取得する個人情報の内容、その利用方法及び管理方法を明示し、顧客から承認を得るものとします。
 - (2) 個人情報の収集、管理、利用にあたっては、個人情報の保護に関する法律等の関連法令、政府等が公表する指針、業界の自主ガイドライン等を遵守するものとします。
 - (3) 会員は、ソフトバンクモバイル株式会社が別途定める方法により承諾した場合を除き、顧客の Softbank スマートフォン等の内部等に保存された個人情報を当該の端末から外部へ送出してはならないものとします。
5. 会員は、位置情報（「位置情報」とは、Softbank スマートフォン等を所持する顧客の所在にかかわる情報（Softbank スマートフォン等からの電波を中継するソフトバンク等の無線基地局等設備所在地に基づく情報、及び GPS 情報を含むがこれらに限られない）をいう。）の利用にあたり、以下の項目を遵守するものとします。
 - (1) 顧客の Softbank スマートフォン等に保存された位置情報に基づき特定されるエリアに関連する情報の提供を行うサービスを利用してショップにおいて商品等を販売する場合、位置情報が現実の顧客の Softbank スマートフォン等の所在地とは異なるものであることを承諾するものとし、位置情報及び Softbank スマートフォン等の所在地が異なることについて当社、ソフトバンク及び指定事業者は一切責任を負わないことを了承するものとします。
 - (2) 会員は、ショップにおける商品等の販売に関連して、顧客の位置情報を取得する場合には、会員のショップにおいて、位置情報の取得等についての同意を得るものとします。また、この同意を得るにあたり、会員は、ショップにおいて、会員が取得する位置情報の取得、利用及び第三者への提供に関し、ソフトバンク及び指定事業者が位置情報の取扱事業者ではないこと及びソフトバンク及び指定事業者の免責について顧客の同意を得

るものとします。

6. 会員は、廃業又は販売するすべての商品等の販売の一時中断を行うときは、原則として、当該廃業または一時中断を行う日までに当社及びソフトバンクが別途定める方法で通知するものとします。但し、緊急時等やむを得ない場合は、一時中断実施日の確定後または一時中断をした後、速やかに当社及びソフトバンクにその旨を当社及びソフトバンクが別途定める方法で通知するものとします。
7. 当社及びソフトバンクは、ソフトバンクモバイル株式会社が運営する電話サービスその他の通信サービスにかかるソフトバンクモバイル株式会社に対する債務の全部又は一部の支払いを遅延した顧客がソフトバンクまとめて支払い（B）を利用した商品等の販売等を希望する場合、当該顧客に対し、ソフトバンクまとめて支払い（B）の利用を認めないことができるものとします。また、当社及びソフトバンクは、顧客の年齢、ソフトバンクモバイル株式会社の電話サービスの契約月数、利用料等の支払い状況等、当社及びソフトバンクが別途定める基準に基づき、顧客によりソフトバンクまとめて支払い（B）の利用を制限することがあります。
8. 当社及びソフトバンクは、指定事業者の契約約款その他の規定に基づき、災害等により臨時に料金等の減免を行った場合には、商品等代金の請求、収納代行等を取りやめることができ、その場合当社及びソフトバンクは会員に対して一切責任を負わないものとします。
9. 当社及びソフトバンクは、会員からの売上情報の全部又は一部を集計又は分析し、新サービスの展開、検討等に活用することがあります。
10. 当社及びソフトバンクは、会員からのソフトバンクモバイル株式会社が運営する電話サービスその他の通信サービスの契約者の氏名、住所、携帯自動車電話番号その他一切の個人情報の提供の要請に応じることはできません。
11. この携帯キャリア決済サービス特約の内容を変更する場合は、変更につき予め当社が適当と判断する方法で通知又は周知したうえで、当社の定める日をもって変更後の携帯キャリア決済サービス特約が適用されるものとします。

以上

携帯キャリア決済サービス特約：au かんたん決済特約

会員は、携帯キャリア決済サービスとして KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下併せて「KDDI」といいます。）の「au かんたん決済」を利用するにあたり、ペイジェント決済代行サービス会員規約（以下「本規約」といいます。）に加えこの携帯キャリア決済サービス au かんたん決済特約（以下「本特約」といいます。）の内容を確認し、承諾するものとします。（※用語の定義は特に定めない限り本規約と同じとします。）

1. 定義

- (1) 「au かんたん決済」とは、顧客が web サイトを通じて購入した商品等の代金等を、KDDI 等が、当該顧客に請求（KDDI 等は、請求書に会員の名称、商号及び電話番号その他の届出事項の全部又は一部を記載することができるものとします。）し、回収するサービスです。なお、会員が GMO-PG サービスを KDDI を介して利用する場合を含むものとします。
- (2) 「KDDI 等」とは、KDDI と提携事業者等の総称です。
- (3) 「提携事業者等」とは、KDDI と提携するインターネット接続サービスのプロバイダ並びに株式会社ジュピターテレコム及び同社のグループ会社をいいます。
- (4) 「ポイント」とは、KDDI が別途定める「au ポイントプログラム利用規約」に定めるポイントをいいます。
- (5) 「WebMoney オプション」とは、au かんたん決済の一部として KDDI が顧客に対し、KDDI の定める条件により、au ペイメント株式会社（以下「au ペイメント」といいます。）が発行する電子マネーである WebMoney の利用により、KDDI に対する支払を可能とするサービスをいいます。

2. 利用条件

- (1) 会員は、au かんたん決済を利用するために、別途 KDDI 及び当社が定める手続きに従い KDDI 株式会社が定める「ID 連携サービス利用規約」に同意のうえ、KDDI 株式会社の提供する ID 連携サービスを利用する必要があります。なお、ID 連携サービスは全て KDDI 株式会社が提供、管理、運営するものとし、ペイジェントは ID 連携サービスの提供、管理、運営について何ら責任を負いません。
- (2) 会員は、顧客が KDDI 等のサービスの利用料等をクレジットカードによるクレジット決済にて KDDI 等に支払っている場合には、売上請求に伴い KDDI 等に債権譲渡された会員の顧客に対する商品等の代金等についての債権（以下「本件債権」といいます。）が、KDDI 等を介して当該クレジット決済において利用されるクレジットカード会社（以下「本件クレジットカード会社」といいます。）にさらに債権譲渡され、または KDDI 等を介して本件クレジットカード会社に本件債権にかかる商品等の代金等（以下「本件購入代金等」といいます。）の回収を委託することを承諾するものとします。
- (3) 会員は、au かんたん決済を利用するに際して、「au かんたん決済を利用するコンテンツ等の提供に関するガイドライン」その他 KDDI 等が定める条件を遵守（以下「KDDI ガイドライン等」といいます。）するものとします。
- (4) 会員は、当社及び KDDI が別途定める方法により WebMoney オプションの利用を申込み、当社及び KDDI が認めた場合には、WebMoney オプションを利用することができるものとします。

3. 申込みの不承諾

当社及び KDDI は、会員が、次の各号のいずれかの事由に該当した場合その他不適当と判断した場合、会員の au かんたん決済の申込みを承認しないことができます。

- (1) 利用申込の内容に虚偽が含まれ、若しくはその真がある場合、又はその他利用申込に不備がある場合
- (2) KDDI が別途定める「au かんたん決済利用規約」に過去違反したことがある場合、若しくは現に違反している場合、又はその真がある場合
- (3) KDDI の業務遂行上著しい支障を及ぼす恐れがある場合、又は au かんたん決済の提供が運用上又は技術上の理由から困難であると KDDI が判断する場合

4. 返還代行

- (1) 会員は、本件債権に係る売上請求の実施日の属する月の末日から 2 ヶ月間に限り、当社及び KDDI の別途定める方法により当社及び KDDI に申請することにより、売上請求を取り消し、KDDI 等に対し、KDDI 等の定める方法により、かかる顧客へ代金等を返還することの代行を依頼できるものとします（KDDI 等が会員に代わり行うかかる代金等の返還を、以下「返還代行」といいます。）。ただし、返還代行による代金等の返還について顧客から異議、苦情等が当社又は KDDI 等に申し立てられた場合その他当社又は KDDI 等が返還代行を行うことが不適当と判断した場合、当社及び KDDI 等は返還代行を取りやめることができ、この場合売上請求は取り消されなかったこととなるものとします。
- (2) 会員は、返還代行の対象となった代金等の額面合計額に別途当社が定める料率を乗じて得られた金額を、返還代行に係る対価（以下「返還代行手数料」といいます。）として当社に支払うものとします。

5. 代金等の支払の拒絶、留保事由の追加

当社及び KDDI は、本規約第 6 1 条第 1 項各号に定める場合のほか、以下の各号の事由が生じた場合、売上請求の受付を取消し（債権譲渡を行った場合、債権譲渡の解除を含む。）、会員への当該売上請求にかかる支払を留保できるものとします。また、既に支払済の場合、会員は当社に対し受領した代金等を返却するものとします。なお、当社又は KDDI が当該売上請求の受付を取り消した場合、会員は、当社又は KDDI 等の請求によりかかる売上請求に係る本件債権を当社の定める金額にて買い戻すものとします。

- (1) 顧客が、KDDI 等又は本件クレジットカード会社に自己の利用によるものではない旨の疑義を申告し、その合

理性を当社または KDDI 等が認めた場合

- (2) 顧客が KDDI のサービスの利用料等をクレジット決済により KDDI 等に支払っている場合であって、本件クレジットカード会社が本件債権の譲り受けもしくは本件購入代金等の回収の委託に応じないとき、又は、譲り受けた本件債権の買い戻しの請求が本件クレジットカード会社からあったとき
- (3) 会員が KDDI ガイドライン等に違反したとき
- (4) 会員が本特約「3. 申込みの不承諾」に定める各号の一に該当したとき
- (5) 会員が WebMoney オプションを利用する場合において、au ペイメントが支払を拒絶し、留保し、または代金等の返還を求めたとき
- (6) 会員が GMO-PG サービスを KDDI を介して利用する場合において、GMO-PG が支払を拒絶し、留保し、または代金等の返還を求めたとき

6. 支払い

当社は、理由の如何を問わず、au かんたん決済に係る手数料（返還代行の対象となった本件債権に係る手数料を含みます。）を会員に返還しないものとします。

7. 解除等

当社及び KDDI は、会員に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、直ちに当該事由の生じた会員の au かんたん決済の全部又は一部の利用を取り消し、又は当社若しくは KDDI の定める期間 au かんたん決済の利用を認めないことができるものとします。

- (1) au かんたん決済の運用上又は技術上の理由により au かんたん決済の全部又は一部の継続的な提供が困難になり、合理的な期間内に復旧する見込みがないと KDDI が判断する場合
- (2) KDDI ガイドライン等に違反した場合
- (3) KDDI 等又は提携事業者等が譲り受ける本件債権に係る代金等についての特定の会員における回収率が、KDDI 等が当社を通じて別途通知する条件を下回り、KDDI 等より当該会員について au かんたん決済の利用を取り消し、又は一定の期間利用を認めない旨の通知が当社に対してあったとき
- (4) 本規約が理由の如何を問わず終了した場合
- (5) 当社と KDDI との間で au かんたん決済を会員に対して提供するために締結した契約が終了した場合
- (6) 会員と KDDI との間で締結された「ID 連携サービス利用規約」に基づく同サービスの利用に関する契約が終了した場合
- (7) 前各号のほか、当社または KDDI が不相当であると判断する場合
- (8) 会員が WebMoney オプションを利用する場合において、au ペイメントが会員による WebMoney オプションの利用の全部又は一部を取消し、または利用を認めない場合
- (9) 会員が GMO-PG サービスを KDDI を介して利用する場合において、GMO-PG が会員による GMO-PG サービスの利用の全部又は一部を取消し、または利用を認めない場合

8. 情報の非開示

会員は、当社及び KDDI 等に対し、顧客に関する情報の開示を請求することはできないものとし、万一これにより会員が損害を蒙ったとしても、当社及び KDDI 等は何らの責任も負わないものとします。

9. 利用状況等の利用

当社及び KDDI 等は、顧客による会員のショッピング、商品等及びコンテンツの利用状況等に関わる情報を、顧客のプライバシーを侵害しない範囲で、当社及び KDDI 等のサービスの向上のために利用することができるものとします。

会員がauかんたん決済の一部として以下に定義するGMO-PGサービスを利用する際には、本特約のほか、以下の内容を確認し、承諾するものとします。なお、特段の定めがない限り、用語の意義は本規約及び本特約における用語の意義と同一とします。

第1条 定義

GMO-PGサービスオプション規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) GMO-PGサービス

GMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下「GMO-PG」といいます。）がGMO-PG規約に基づき提供するクレジットカード決済のうち、GMO-PG 規約に定める代表加盟サービス及び洗替型クレジットカード決済

(2) GMO-PG規約

GMO-PG が定めるPGマルチペイメントサービス利用規約

(3) GMO-PG提携クレジットカード会社

GMO-PGサービスを提供するためにGMO-PGが契約するクレジットカード会社

第2条 承諾事項

- (1) GMO-PG サービスの利用申込を希望する会員は、当社及びKDDI が別途定める方法により GMO-PG サービスを申込みものとします。
- (2) 会員は、GMO-PG サービスの利用に際し、以下の事項を承諾するものとします。
 - ① 会員は、本規約及び本特約とは別に、別途 GMO-PG 規約を GMO-PG との間で直接締結しなければなりません。GMO-PG サービスに係る利用契約（以下「GMO-PG サービス利用契約」といいます。）は、GMO-PG が利用申込の内容を審査し、承諾の通知をしたときをもって、GMO-PG と会員の間で締結されるものとします。また、GMO-PG 提携クレジットカード会社との加盟店契約（以下「GMO-PG 提携クレジットカード加盟店契約」といいます。）は、GMO-PG 規約に基づき、各 GMO-PG 提携クレジットカード会社が利用申込の内容を審査し、承諾したときをもって、各 GMO-PG 提携クレジットカード会社と会員の間で締結されるものとします。なお、当社は GMO-PG サービス利用契約及び GMO-PG 提携クレジットカード加盟店契約の当事者とはなりません。
 - ② 会員は、GMO-PG サービスにおいて、以下の各号に定める事項について当社及びKDDI を経由して実施されることに同意するものとし、当該実施にあたり必要な包括的な代理権を当社及びKDDI に付与するものとします。なお、かかる代理権は、GMO-PG サービスを利用している間、撤回できません。
 - i. GMO-PG サービスに関する利用申込、解約申請、通知、書類提出その他の事務手続
 - ii. GMO-PG または GMO-PG 提携クレジットカード会社（以下「本決済事業者」といいます。）への届出
 - iii. 本件債権に関する情報の送信
 - iv. GMO-PG サービスを利用した商品等の代金等の支払い
 - v. 取引に関する GMO-PG からの照会及びそれに対する調査、回答についての協力
 - vi. その他 GMO-PG サービスを利用するために必要な事務手続
 - ③ 会員は、GMO-PG 規約に基づき、GMO-PG に対し、GMO-PG 提携クレジットカード加盟店契約の締結手続きに関する代理権を付与するものとします。
 - ④ 会員は、GMO-PG サービスを利用する場合、本規約及び本特約のほか GMO-PG 規約（GMO-PG 規約に付随する特約、ガイドラインその他の遵守事項を含みます。）を遵守するものとします。

第3条 債権譲渡

- (1) 本特約「2. 利用条件」②の定めにかかわらず、GMO-PG サービス利用契約及び GMO-PG 提携クレジットカード加盟店契約を締結した会員（以下「本件会員」といいます。）が、GMO-PG サービスを決済手段として利用した顧客に対して有する本件債権は、会員から GMO-PG を介して、GMO-PG 提携クレジットカード会社に譲渡されるものとします。
- (2) KDDI は、本件会員に代わり、前項に定める本件債権に関する代金等を顧客に対し課金することができるものとし、本特約に基づき算定した売上請求に関する情報を本決済事業者に送信することができるものとします。

第4条 収納代行

GMO-PGサービスを利用したことにより会員に対して支払われるべき商品代金等については、当社及びKDDIが会員に代わってGMO-PGから収受することができるものとし、会員は当社及びKDDIに対し、当該収納代行権限を付与するものとし、当該付与を撤回することはできないものとします。

第5条 GMO-PG サービスの提供停止等

当社及びKDDIは、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、本件会員に対し事前にもしくは緊急の場合は事後に通知し、GMO-PGサービスに係る売上請求及び本件債権の全部又は一部の取扱を中止し、またはGMO-PGサービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1) GMO-PG サービスを提供するために必要な KDDI と GMO-PG の契約が終了した場合

(2) 当該本件会員の GMO-PG サービス利用契約または GMO-PG クレジットカード会社加盟店契約が原因の如何を問わ

ず終了した場合

- (3) GMO-PG 規約に基づき会員に対する本件債権に係る代金等の支払を留保又は拒絶でき、支払済の場合は返還を請求できる場合として定める場合に該当するとき
- (4) 会員が GMO-PG 規約に違反したとき
- (5) その他、当社、KDDI または GMO-PG が不相当と認めたとき

第6条 当社の責任

GMO-PG サービスの利用により、あるいは利用できなかったことにより、会員が損害を被った場合の会員からの法的請求については、GMO-PG 規約に基づき会員と GMO-PG との間で解決されるものとし、当社及び KDDI は、一切責任を負わないものとします。

後払い決済サービス規定

会員が後払い決済サービスを利用する場合には、以下の規定を適用するものとします。

第63条 包括代理権等

1. 会員は、当社に対し、次の各号につき、当社が会員の代理人として後払い決済会社との間で包括的に代理する権限を付与するものとし、当該代理権の付与を撤回することはできないものとします。
 - (1) 会員が後払い決済会社より後払い決済サービスの提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含む。）の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) 後払い決済会社に対する各種届出業務
 - (3) 後払い決済会社への売上情報の送信及びその承認依頼並びに承認の取得
 - (4) 売上請求（債権譲渡が必要となる場合には、債権譲渡を含む。）及び代金等の受領に関する業務
 - (5) 後払い決済会社からの顧客に対する通知、送付書類等の受領
 - (6) 後払い決済会社が顧客に対して請求するために必要な一切の手続き（対抗要件の具備を含む）を行う業務
 - (7) 上記業務に付随する一切の業務
 - (8) その他、会員及び当社で合意し、後払い決済会社が承認した業務
2. 当社は、後払い決済会社の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、後払い決済会社の変更又は追加に際し、当社がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。

第64条 提供条件

1. 会員は、顧客が後払い決済サービスを利用できる金額の上限及び地域等、後払い決済サービスの提供を受ける上で後払い決済会社が定める条件を予め承諾するものとし、当社又は後払い決済会社の指定する当該条件を規定した利用規約その他の同意事項等をショップに表示し、顧客が後払い決済サービスを利用する際に当該規約への同意を取得するものとします。
2. 会員は、顧客が後払い決済サービスを利用する為に後払い決済会社が別途定める条件を顧客自身が満たしていない場合、当該顧客は後払い決済サービスを利用することができないことがあることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、後払い決済サービスを利用する顧客に対し、当社及び後払い決済会社所定の運送会社から配送完了（以下「着荷」といいます。）の通知があった場合にのみ、代金等の支払いを受けることができるものであることを予め承諾するものとします。なお、会員が代金等を後払い決済サービスを利用する顧客より複数回に分けて受領することを定めた場合、着荷の通知のほか、当社及び後払い決済会社所定の条件をみたした場合に限り、代金等の支払いを受けることができるものであることを予め承諾するものとします。

第65条 本人確認等

1. 会員は、顧客より後払い決済サービスを利用して商品等の販売又は提供の申込を受付けた場合、顧客につき以下の事実を確認し、当社及び後払い決済会社の承認を得るものとします。万が一、会員が当該承認を得ずに顧客に後払い決済サービスを利用させた場合、会員は、後払い決済サービスを利用した商品等の販売又は提供等にかかる全ての代金等について一切の責任を負うものとします。
 - (1) 顧客を特定する為の情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）
 - (2) 後払い決済サービスを利用する商品等を特定する情報
 - (3) 会員が当該商品等の販売又は提供等によって取得する売上債権の金額（消費税額を含む）
 - (4) 承認又は非承認の結果通知先
 - (5) その他当社及び後払い決済会社が定める事項
2. 前項の当社及び後払い決済会社の承認は、顧客が会員と商品等の販売又は提供に係る契約等を締結する能力及び権限を有すること等を保証するものではありません。
3. 会員は、不正利用により前項に定める申込みがされたことを発見した場合には、直ちに当社に通知し、当社及び後払い決済会社の指示に従うものとします。
4. 会員が第1項に基づく確認を怠った場合又は確認したにもかかわらず確認した事項と事実が異なったこと（不正利用を含む。）等により生ずる紛争については、すべて会員がその責任と費用において解決するものとし、当社及び後払い決済会社は一切責任を負わないものとします。また、当社または後払い決済会社が損害を被った場合には、会員はこれを賠償する責任を負うものとします。

第66条 集荷配送

1. 会員は、後払い決済サービスを利用する顧客に対し商品等の配送が必要となる場合、当該配送については、当社及び後払い決済会社所定の運送会社を当社及び後払い決済会社所定の方法で利用するものとします。
2. 会員は、前項の運送会社による集荷後直ちに当社及び後払い決済会社の指定する方法にて運送伝票番号その他当社及び後払い決済会社所定の情報を伝達するものとします。
3. 会員は、集荷・配送その他の運送に係る事項に関しては、運送会社との間で連絡、確認等を行うものとします。
4. 前項にかかわらず、会員は、第2項の情報伝達後に顧客の住所又はその他随時当社及び後払い決済会社が指定する事項の変更が生じた場合には、必ず当社及び後払い決済会社に対して通知を行うものとします。
5. 後払い決済会社は、集荷・配送等に関して会員の同意なく、直接運送会社から情報を得ることができ、またこれに対して情報を提供することができるものとし、会員は、これを予め異議なく承諾するものとします。

6. 運送会社の着荷の通知にかかわらず、顧客が商品等の受け取りを否定しているときは、会員は、運送会社と協力して事実を確認して適切な処理を行うものとし、この場合、当社及び後払い決済会社は、着荷が証明されるまで、着荷がないものと見なすことができるものとし、
7. 会員は、商品等の発送については、商品発送簿を整備し、各申込書等に発送済である旨を注記すると共に、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書を受領してこれを整然と保管しなければならないものとし、
8. 会員は、前項の商品発送簿並びに運送受託の証明文書を、7年間保管するものとし、

第67条 売上情報

1. 会員は、顧客から販売又は提供の申込を受け付けた商品等を発送又は提供したときは、売上情報を、当社所定の方法により、当社に提出するものとし、
2. 会員は、前項の売上情報の提出にあたり、次の事項を行ってはならないものとし、
 - (1) 現金の立替、過去の売掛金の回収等、当該通信販売によって発生した売上情報以外の売上情報を記録すること
 - (2) 売上データを訂正すること
 - (3) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を提出すること
 - (4) 事実と異なる期日や架空・水増しした代金等を記録する等の不実・不正の売上情報を提出すること

第68条 売上請求

1. 当社が、会員の売上情報を後払い決済会社宛に送付し、当該売上情報が後払い決済会社所定の方法により処理された時点で会員から売上情報にかかる代金等の売上請求（債権譲渡が必要となる場合には、債権譲渡及びその承諾を含む。）がなされたものとし、
2. 会員は、会員が前条第1項に基づく売上情報を当社所定の期間内に提出しなかったときは、後払い決済会社が当該売上情報にかかる売上請求を拒否できること、及び当社が売上情報を後払い決済会社へ提出する義務を負わないことを承諾するものとし、
3. 会員の当社及び後払い決済会社に対する売上請求にかかる債権について差押え、滞納処分等があった場合、当社は当社所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きによる限り会員に対して遅延損害金等を支払う義務を負わないものとし、

第69条 商品等の所有権

1. 商品等の所有権は、代金等が会員等に支払われたときに会員から後払い決済会社へ移転するものとし、
2. 前項の所有権は当該商品等が登記、登録を得喪の条件とする場合であってもその名義人のいかににかかわらず法の許容する範囲で当然に後払い決済会社に移転するものとし、なお、登記、登録する場合の所有権者もしくは使用者は、顧客または後払い決済会社の指定する者とし、会員は、後払い決済会社の許可なくその他の者をして当該商品等の所有者もしくは使用者とさせてはならないものとし、

第70条 代金等の支払の拒絶、留保

1. 当社及び後払い決済会社は、以下の各号の事由が生じた場合、売上請求の受付を取消し（債権譲渡を行った場合、債権譲渡の解除を含む。）、会員への当該売上請求にかかる支払を留保できるものとし、また、既に支払済の場合、会員は当社に対し受領した代金等を返却するものとし、
 - (1) 会員と顧客との商品等の販売又は提供に係る契約が解除され、取消され、又は無効となったとき
 - (2) 売上情報が正当なものでないとき
 - (3) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき
 - (4) 当社及び後払い決済会社の承認を得ずに顧客に後払い決済サービスを利用させたとき
 - (5) 顧客が商品等の販売又は提供に係る契約に関し利用覚え無し、金額相違等の異議、支払拒絶等会員に対する抗弁を当社又は後払い決済会社に申し出たとき
 - (6) 会員が商品等の販売又は提供に係る契約の取引記録及び文書を保管していなかったとき、及び当該記録にもとづく取引に関わる書類の提出に応じられなかったとき
 - (7) 第24条第1項各号に定める事由の発生したとき
 - (8) 着荷の通知がないとき
 - (9) 会員が顧客に引き渡し又は提供した商品等につき破損、故障、その他重大な瑕疵が存するとき
 - (10) 顧客から直接後払い決済サービスに基づく代金等の支払をうけたとき
 - (11) 後払い決済サービスを利用して会員から商品等を購入等した顧客もしくはその関係者等の依頼を受け、後払い決済会社が所有権を有する商品等を、後払い決済会社の許可を得ずに自ら買い取りまたは第三者に売却するために仲介もしくはこれに類する行為をおこなったとき
 - (12) 後払い決済会社が所有権を有する商品等について、後払い決済会社の所有権行使を妨害したとき
 - (13) 売上情報の提出が当社の定める期間経過後になされたとき
 - (14) 会員が商品等の販売又は提供に係る契約に違反したとき
 - (15) 会員が本規約に違反したとき
 - (16) その他当社及び後払い決済会社が不相当と判断した場合
2. 会員は、後払い決済会社が調査の必要があると認めた場合、後払い決済会社がその調査が完了するまで当社又は後払い決済会社が代金等の支払いを留保できることを承認します。
3. 会員は、後払い決済会社が売上請求の受付を取消した場合、当社及び後払い決済会社が会員に対して当該売上請求に関する一切の支払の義務を負わないことを承認します。

4. 会員は、後払い決済会社が支払いを留保した場合、当社も支払を留保することができることを承認するものとします。
5. 当社が支払を留保した場合でも、利息は付さないものとします。
6. 会員が後払い決済会社に対して債務を負っている場合には、後払い決済会社は、会員に支払うべき代金等と相殺することができるものとします。

後払い決済サービス：Paidy 後払い決済特約

会員は、後払い決済サービスとして株式会社 Paidy（以下「Paidy」といいます。）の後払い決済（以下「Paidy 後払い決済サービス」といいます。）を利用するにあたり、ペイジェント決済代行サービス会員規約（以下「本規約」という）に加え以下の内容を確認し、承諾するものとします。（※用語の定義は特に定めない限り本規約と同じとします。）

1. 提供条件

第64条第3項の規定は、Paidy 後払い決済特約に関しては、これを適用しないものとします。

2. 広告

会員は、Paidy 後払い決済サービスに関するコンテンツを作成する場合は、その内容を事前に当社及び Paidy に通知するものとします。

3. 申込身に際するデータの取扱い

会員は、電子通信の手段によって取引行為を行うことができる旨を顧客に告知し、かつ、データ記入用画面等を表示するときは、当該データを暗号化しても完全に秘密性が保持できないこと、及びデータの秘密性が保持できなかった場合でも当社及び決済事業者には一切の責任がないことについて顧客から同意を得るものとします。

4. 商品の発送・提供等

第66条の規定は、Paidy 後払い決済特約に関しては、以下に定める通り読み替えて適用されるものとします。

第66条 集荷配送

1. 会員は、後払い決済サービスを利用する顧客に対し商品等の配送又は提供が必要となる場合、第65条第1項に基づき伝達されたされた時期、場所、方法等の情報により、顧客に対する商品等の配送又は提供を行うものとします。
2. 商品等の配送先ないし提供先は、当社及び後払い決済会社が承認した顧客の住所地又は会員の店舗等とします。
3. 会員は、集荷・配送その他の運送に係る事項に関しては、運送会社との間で連絡、確認等を行うものとします。
4. 前項にかかわらず、会員は、第65条第1項の情報伝達後に顧客の住所又はその他随時当社及び後払い決済会社が指定する事項の変更が生じた場合には、必ず当社及び後払い決済会社に対して通知を行うものとします。
5. 後払い決済会社は、集荷・配送等に関して会員の同意なく、直接運送会社から情報を得ることができ、またこれに対して情報を提供することができるものとし、会員は、これを予め異議なく承諾するものとします。
6. 運送会社の着荷の通知にかかわらず、顧客が商品等の受け取りを否定しているときは、会員は、運送会社と協力して事実を確認して適切な処理を行うものとします。この場合、当社及び後払い決済会社は、着荷が証明されるまで、着荷がないものと見なすことができるものとします。
7. 会員は、商品等の発送については、商品発送簿を整備し、各申込書等に発送済であることを注記すると共に、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書を受領してこれを整然と保管しなければならないものとします。
8. 会員は、前項の商品発送簿並びに運送受託の証明文書を、7年間保管するものとします。

5. 返品等

- (1) 会員は、会員が顧客から商品等の返品ないしキャンセル（以下「返品等」といいます。）の申出を受け、これを受領した場合、返品等を受けた日を返品日とし、直ちに当社及び Paidy 所定の売上データの顧客氏名、金額、返品日、返品を表示、その他必要事項を当社及び Paidy 所定の方法により当社及び Paidy へ通知するものとします。
- (2) 会員は、前項にかかわらず、当社及び Paidy から別途の指示があった場合は、それに従うものとします。

コード決済サービス規定

会員がコード決済サービスを利用する場合には、以下の規定を適用するものとします。

第71条 包括代理権等

1. 会員は、当社に対し、次の各号につき、当社が会員の代理人としてコード決済会社との間で包括的に代理する権限を付与するものとし、当該代理権の付与を撤回することはできないものとします。
 - (1) 会員がコード決済会社よりコード決済サービスの提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含む。）の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) コード決済会社に対する各種届出業務
 - (3) コード決済会社への売上情報の送信及びその承認依頼並びに承認の取得
 - (4) 売上請求（債権譲渡が必要となる場合には、債権譲渡を含む。）及びコード決済会社からの代金等の受領に関する業務
 - (5) コード決済会社からの顧客に対する通知、送付書類等の受領
 - (6) コード決済会社が顧客に対して請求するために必要な一切の手続き（対抗要件の具備を含む）を行う業務
 - (7) 上記業務に付随する一切の業務
 - (8) その他、会員及び当社で合意し、コード決済会社が承認した業務
2. 当社は、コード決済会社の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、コード決済会社の変更又は追加に際し、当社がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。

第72条 提供条件

1. 会員は、コード決済サービスの提供を受ける上でコード決済会社が定める条件（利用規約、ガイドラインを含むがこれに限らない。）を予め承諾するものとします。
2. 会員は、顧客がコード決済サービスを利用する為にコード決済会社が別途定める条件を顧客自身が満たしていない場合、当該顧客はコード決済サービスを利用することができないことがあることを予め承諾するものとします。

第73条 代金等の支払の拒絶、留保

1. 当社及びコード決済会社は、以下の各号の事由が生じた場合、売上請求の受付を取消し（債権譲渡を行った場合、債権譲渡の解除を含む。）、会員への当該売上請求にかかる支払を留保できるものとします。また、既に支払済の場合、会員は当社に対し受領した代金等を返却するものとします。
 - (1) 会員と顧客との商品等の販売又は提供に係る契約が解除され、取消され、又は無効となったとき
 - (2) 売上情報が正当なものでないとき
 - (3) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき
 - (4) 当社及びコード決済会社の承認を得ずに顧客にコード決済サービスを利用させたとき
 - (5) 顧客が商品等の販売又は提供に係る契約に関し利用覚え無し、金額相違等の異議、支払拒絶等会員に対する抗弁を当社又はコード決済会社に申し出たとき
 - (6) 会員が商品等の販売又は提供に係る契約の取引記録及び文書を保管していなかったとき、及び当該記録にもとづく取引に関わる書類の提出に応じられなかったとき
 - (7) 第24条第1項各号に定める事由の発生したとき
 - (8) 売上情報の提出が当社の定める期間経過後になされたとき
 - (9) 会員が商品等の販売又は提供に係る契約に違反したとき
 - (10) 会員が本規約に違反したとき
 - (11) その他当社及びコード決済会社が不相当と判断した場合
2. 会員は、コード決済会社が調査の必要があると認めた場合、コード決済会社がその調査が完了するまで当社又はコード決済会社が代金等の支払いを留保できることを承認します。
3. 会員は、コード決済会社が売上請求の受付を取消した場合、当社及びコード決済会社が会員に対して当該売上請求に関する一切の支払の義務を負わないことを承認します。
4. 会員は、コード決済会社が支払いを留保した場合、当社も支払を留保することができることを承認するものとします。
5. 当社が支払を留保した場合でも、利息は付きませんものとします。
6. 会員がコード決済会社に対して債務を負っている場合には、コード決済会社は、会員に支払うべき代金等と相殺することができるものとします。

第74条 広告等

1. 会員は、コード決済サービスが利用できる旨の広告を顧客に対して行なう場合、別途コード決済会社が定める事項を遵守するものとします。この場合において、会員は、商品等について、顧客があたかもコード決済会社が販売又は提供もしくは保証しているかのような誤認その他コード決済会社が何らかの関連を有するとの誤認を与えるおそれがある広告表示をしてはならないものとします。
2. 会員は、コード決済事業者又は当社からコード決済に係るキャンペーン等の案内又は提供を受けることを、予め承諾するものとします。

発券サービス特約

会員が、発券サービス（第1条に定める）を利用する場合には、ペイジェント決済代行サービス会員規約（以下、「本規約」という）に加え、以下に定める規定（以下、「発券サービス特約」といいます。）を適用するものとします。

第1条 用語の定義

発券サービス特約で使用される用語は以下の意味を有するものとします。以下において特に定めない限り発券サービス特約で使用する用語の定義は本規約と同じとします。

(1) チケット

- ① 会員が本サービスを利用してショップで顧客に対し販売する、特定の商品又は役務（以下、「チケットサービス」といいます。）の提供を受けるために発行する以下の証票で、チケットサービスの内容が表象される証票をいいます。
- ② 乗車券、乗船券、航空券等の特定の役務の提供を受けるために発行される証票
- ③ 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせるための施設又は場所にかかる入場券及びそれに付帯して発行される特定の施設・設備の利用券。
- ④ 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設又は場所でこれらに類するものにかかる入場券及びそれに付帯して発行される特定の施設・設備の利用券。
- ⑤ その他特定の施設又は場所の利用に際し発行される証票で、当該施設又は場所の利用者が通常使用することとされているもの。

(2) 発券サービス

- ① 本サービスで提供される各決済手段を利用して売買が成立したチケットを、当社及び発券事業者所定の機能（以下、「発券機能」といいます。）を利用し、当社及び発券事業者所定の方法により発行し顧客に受け渡すサービスをいいます。

(3) 発券事業者

- ① 当社が発券サービスを提供する為に契約を締結する会社をいいます。

(4) チケットサービス情報

- ① チケットの券面に記載される情報をいい、チケットサービスの内容を表象するものをいいます。

第2条 本規約の適用

発券サービスは、本サービスで提供される各決済手段を利用して、会員と顧客との間におけるチケットの販売に係る契約等が成立した場合にのみ提供されるものであります。よってチケットの販売にかかる事項については、本規約第2条第5号「商品等」を「チケット」に置き換え、本規約を準用するものとします。

第3条 発券サービスの利用条件

1. 会員は、発券サービスの利用を希望する場合、当社及び発券事業者の定める方式により予め申し込みを行い、当社及び発券事業者の承認を得るものとします。
2. 当社は、当社が会員による発券サービスの利用を許諾する日として会員に対し通知する日から会員に対し、発券サービスを提供するものとします。
3. 発券サービスを利用するには、コンビニエンスストア決済サービスを含む決済手段の利用お申込及び利用が必要となります。
4. 会員は、本規約第16条に従い、当社の定める発券サービス手数料及びその他の料金を当社の定める方法により当社の定める時期に支払うものとします。

第4条 チケットの受渡し方法

1. 当社は、本サービスで提供される各決済手段を利用して、会員と顧客との間におけるチケット販売にかかる契約が成立し、会員が発券サービスの利用を選択した場合、顧客が当該チケットの受け取りの際に提示する為の番号（以下、「発券番号」といいます。）を会員に通知するものとし、会員は当該発券番号を顧客に対して通知するものとします。
2. 当社は、発券事業者を通じ、発券番号を提示した顧客に対し、会員が指定したチケットサービス情報に基づきチケットを発行し受け渡すものとします。なお、当社及び発券事業者は、発券番号を提示した者が真正な顧客であるかの確認をする義務を負いません。

第5条 チケットサービス情報の指定

会員は、発券機能を利用し所定のチケットサービス情報を登録し、発行するチケットの券面の内容を当社に指定するものとします。チケットサービス情報の内容について、顧客その他第三者との間で紛議が生じた場合は、会員の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社及び発券事業者は一切の迷惑をかけないものとします。

第6条 チケットサービスの提供

1. 会員は、チケットの販売に際して、チケットの受渡方法並びにチケットサービスの名称、提供日時、場所その他チケットサービスの提供条件について正確かつ十分な情報を提供するものとします。
2. 会員はチケットサービス情報に記載したチケットサービスの提供を行うものとします。チケットサービスの提供中止・延期その他提供条件に変更が生じた場合は、直ちにその旨を顧客及び当社に通知するものとします。
3. 当社及び発券事業者は、チケットサービスに関する一切の事項について何らの責任を負いません。

第7条 チケットの再発行等

1. 当社及び発券事業者は、会員及び顧客のいかなる事情によっても、チケットの再発行、取替え、返品及び払戻し等は受け付けないものとします。チケットサービス情報の登録の誤り、チケットサービスの提供中止・延期その他の事情により会員の判断においてこれらを受け付ける場合は、当社に事前に通知のうえ、会員の責任と負担において顧客への告知・説明を含め適切に実施するものとします。
2. 会員と顧客との間におけるチケットの販売に係る契約等が成立し、発券番号が通知された後は、発券サービスを中止できない場合がありますが、これにより顧客その他第三者との間で紛議が生じた場合には、会員の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社及び発券事業者は一切の迷惑をかけないものとします。

第8条 販売促進業務

チケットサービスの宣伝・販売促進については、会員の負担により行うものであり、当社及び発券事業者が行うものではありません。

第9条 安全化措置等

会員は、発券番号その他発券サービスにかかる取引情報及びシステムを第三者に閲覧・改ざん・破壊されないための措置を講じるものとします。発券サービスにかかる情報の漏洩などにより、顧客その他の第三者との間で紛議が生じた場合は、会員の責任と負担において解決するものとし、当社及び発券事業者は一切の迷惑をかけないものとします。

第10条 記録の保管

会員は、本規約第19条に従い、チケットの販売にかかる契約及び売上情報と共に発券サービスの利用にかかる情報を記録し保管するものとします。

第11条 発券サービスの提供条件

1. 当社は、発券サービスにかかるシステムのメンテナンス及び障害時の緊急対応等のために、会員に通知することなく発券サービスを停止し、又は変更することがあります。
2. 発券サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、会員の費用と責任で備えるものとします。当社又は発券事業者の都合により、発券サービスの仕様が変更となった場合も同様です。
3. 当社は、発券サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証せず、一切責任を負いません。

第12条 チケットの発行の拒絶、留保

1. 当社は、以下の各号に該当した場合には、発券サービスの提供を中止又は留保することができるものとします。
 - (1) 会員と顧客とのチケットの販売に係る契約が解除され、取消され、又は無効となったとき
 - (2) 会員がチケットサービスの販売又は提供に係る契約の取引記録及び文書を保管していなかったとき、及び当該記録にもとづく取引に関わる書類の提出に応じられなかったとき
 - (3) 本規約第24条第1項各号に定める事由の発生したとき
 - (4) 会員が本規約に違反し、また違反するおそれがある場合
 - (5) その他当社又は発券事業者が不相当と判断した場合
2. 会員は、発券事業者が発券サービスの提供を留保した場合、当社も発券サービスの提供を留保することができることを承認するものとします。

リンクタイプメール送信機能特約

会員は、当社が定めるリンクタイプメール送信機能（以下「本機能」といいます。）を利用するにあたり、ペイジェント決済代行サービス会員規約（以下「本規約」といいます。）に加えこのリンクタイプメール送信機能利用特約（以下「本特約」といいます。）の内容を確認し、承諾するものとします。

1. 「リンクタイプメール送信機能」とは、会員が顧客に商品等を販売するにあたり、商品等の代金等の決済を行う画面へのリンクその他代金等の請求に関する事項を記載したメール（以下「決済メール」といいます。）の作成及び顧客に対する送信を行うことができるサービスを言います。
2. 会員は、当社が会員の本機能利用を認めた日として通知する日より、本機能を利用することができるものとします。
3. 本機能は本サービスの一部をなすものとし、本機能の利用にあたって本特約は本規約の一部をなすものとし、本特約に定めのない事項は、全て本規約の各条項が適用されるものとします。なお、本規約の以下の各条項については以下に定める通り読み替えて適用されるものとします。

第2条

(1) 本サービス

本サービスとは、当社が本規約に基づき会員に対し提供する、当社の指定するインターネット上のサイト、電子メール、カタログ、電話及びダイレクトメールを利用した通信販売、並びに法人間における商取引における商品等に係る代金及び送料ならびに顧客が会員に対して支払うことを合意したその他の金銭（以下、「代金等」といいます。）の回収の代行、代金等の回収に係る情報の伝送・処理サービス及びこれに付随するサービスを言います。

(3) ショップ

ショップとは、会員が、本サービスを利用して商品等を顧客に対して販売若しくは提供することを目的として運営する、当社の指定するインターネット上のサイト及び実店舗等実在する販売拠点をいいます。

(6) コンテンツ

コンテンツとは、会員がショップ内、電子メール、カタログ又はダイレクトメール等の媒体に記述し、あるいは電話、対面において口述する広告内容その他全ての情報を言います。

不正検知サービス特約

会員が、株式会社NTTデータ（以下「本件ソフトウェア提供元」という。）の「不正検知サービス」を利用するにあたり、「ペイジェント決済代行サービス会員規約」（以下、「本規約」という。）に加え以下の内容を確認し、承諾するものとします（用語の定義は特に定めのない限り本規約と同じとします）。

1. 不正検知サービスの内容

- (1) 不正検知サービスとは、会員ないし本件ソフトウェア提供元が行う、会員の顧客（以下「本件消費者」という。）とのインターネット上の各種取引（以下「本件対象取引」という。）に関する不正検知に関わる諸機能（本件対象取引に関する不正検知結果（以下「本件不正検知結果」という。）の提供機能等をいう。）をいうものとし、不正検知サービスの内容の詳細は当社から会員に対し、別途提示するものとします。
- (2) 本件ソフトウェアとは、不正検知サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（以下、「不正検知サービス用設備」という。）に含まれる第三者が権利を有するソフトウェアをいうものとします。
- (3) 会員は以下の事項を了承の上、不正検知サービスを利用するものとします。
 - ① 不正検知サービスについて、当社及び本件ソフトウェア提供元に起因しない不具合が生じる場合があること
 - ② 当社及び本件ソフトウェア提供元に起因しない不正検知サービスの不具合については、当社及び本件ソフトウェア提供元は一切その責を免れること

2. 利用責任者

- (1) 会員は、不正検知サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、当社指定の様式に記載して当社へ通知するものとし、不正検知サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
- (2) 会員は、様式に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、速やかに通知するものとします。

3. 著作権等

不正検知サービスにおいて当社が提供する一切の著作物（各種ドキュメント、接続用プログラム（第3項（接続用プログラムの提供と動作環境の構築）で定義される。）等を含みこれらに限られない。）の著作権は、当社が定める者に帰属するものとし、会員は、不正検知サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

4. 接続用プログラムの提供と動作環境の構築

- (1) 当社は、会員に対し、不正検知サービスの利用開始前に、不正検知サービスの利用に必要となる、本件消費者のデバイス情報（本件消費者が本件取引にあたり使用する端末に関するブラウザ名、画面解像度、ユーザ設定言語等、当該端末の個体を識別するための情報をいう。以下同じ。）の取得等を行うための接続用プログラム（以下「接続用プログラム」という。）を提供し、会員は、接続用プログラムを、不正検知サービスの提供を受けるため会員が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（以下、「会員設備」という。）に組み込みます。なお、会員は接続用プログラムの著作権者の権利並びに当社の権利を尊重し、それらの権利を否定し若しくは権利の行使を妨げるいかなる行為も行わないものとします。
- (2) 会員は、不正検知サービスの利用にあたり、前項で組み込んだ接続用プログラムを利用し、不正検知サービス用設備のうち当社ホストサーバへ、デバイス情報等必要な電子データを当社所定の形式で送信するものとします。なお、会員は、会員より提供されたデバイス情報等必要な電子データについて、次の①ないし③に定める事項を異議なく承諾するものとします。
 - ① 当社が不正検知サービス提供及び不正検知サービス改善を行う目的又はインターネット上の各種取引の健全性向上に寄与する新サービスの検討等を行う目的で自ら利用すること並びに本件ソフトウェアを製造した法人（以下「本件ソフトウェア製造元」という。）及び本件ソフトウェア提供元に利用させること
 - ② 当社並びに本件ソフトウェア製造元及び本件ソフトウェア提供元がこれらを返還又は破棄する義務及びその利用を中止する義務を負わないこと
 - ③ 当社において定める不正取引判定ルールに基づき不正取引に係る情報と判定された情報であって、当社において共有の対象となる旨定めた情報（電子データに含まれるものをいい、以下「共有ネガ情報」という。）について不正検知サービスの精度を向上し不正取引を防止することを目的として当社及び不正検知サービスを利用する他の会員、本件ソフトウェア提供元及び本件ソフトウェア提供元が不正検知サービスの利用を承諾した方が利用すること。
- (3) 会員は、自らの責任で、当社において別途定める要件に従い、会員設備において不正検知サービスの動作環境を構築（第1号に定める接続用プログラムの組み込みを含み、これに限られない。）のうえ、利用期間中当該要件が充足された状態を維持するものとします。
- (4) 第2号にかかわらず、会員が不正検知サービスにおいて必要な電子データを接続用プログラムを利用せずに当社に提供する場合、第2号①ないし③に加えて、次の①ないし⑤に定める事項を異議なく承諾するものとします。
 - ① 電子データが漏洩又は第三者に閲覧・改ざん・破壊（以下「漏洩等」という。）されないための安全化措置を講じ、安全化措置について乙が改善を申し出た場合には改善措置を講ずること。
 - ② 本号①の安全化措置又は改善措置を講じた場合といえども漏洩等に起因して当社、本件ソフトウェア提供元、会員の顧客その他の第三者に損害を与えたときはその損害を賠償する責任を負い、また、漏洩等により当社、

本件ソフトウェア提供元、会員の顧客その他の第三者との間で紛議が生じた場合は会員の責任と負担において解決し、当社及び本件ソフトウェア提供元に一切迷惑をかけないこと。

- ③ 虚偽情報、会員の故意または過失に起因する誤情報、不正検知サービスの利用を阻害する情報、その他当社及び本件ソフトウェアが不適切と判断する情報を含む電子データを送信しないこと。
- ④ 本号①ないし③の他、善良なる管理者の注意をもって電子データの管理及び提供を行うこと。
- ⑤ その他当社及び本件ソフトウェア提供元の指示に従うこと。

5. 本件消費者からの事前同意取得

会員は、不正検知サービスを利用するにあたり、次の①ないし③に定める事項について、本件対象取引実施の事前に本件消費者への説明等、必要となる措置を講じた上で本件消費者の同意を得るものとします。

- ① 本件消費者のデバイス情報を、会員において取得すること。
- ② 会員において取得されたデバイス情報は、不正な取引を検知する目的その他インターネット上の各種取引の健全性向上に寄与する新サービスの検討等を行う目的で利用され、当該目的において会員が第三者にデバイス情報を開示し、当該第三者に利用させることができること。
- ③ 会員において取得された電子データに含まれる情報のうち、共有ネガ情報について、不正検知サービスの精度を向上し不正取引を防止することを目的として、会員が当社および不正検知サービスを利用する他の会員等に開示し、また利用させることができること

6. 禁止行為

(1) 会員は、不正検知サービスの利用にあたり、次の①ないし⑳に定める行為をしてはならないものとします。

- ① 不正検知サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
- ② 不正検知サービスに関するリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アSEMBルその他これらに類する行為並びに不正検知サービスに関するソースコード、オブジェクトコード、下層構造、ロジック又はアルゴリズムの分析その他これらに類する行為
- ③ 不正検知サービスと競合するサービスを生成する、又は不正検知サービスの機能やユーザーインターフェースをコピーする目的で不正検知サービスにアクセスする行為
- ④ 会員以外の者になりすまして不正検知サービスを利用する行為
- ⑤ 第三者又は当社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- ⑥ 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報を収集する行為
- ⑦ 不正検知サービスの利用又は提供を妨げる行為
- ⑧ 第三者若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ⑨ 法令違反又は反社会的勢力への関与などの公序良俗に反する行為
- ⑩ 不正検知サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為（書面により当社及び本件ソフトウェア提供元が事前に承諾した場合を除く。）
- ⑪ 第三者に不正検知サービスを利用させる行為
- ⑫ 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
- ⑬ 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑭ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- ⑮ 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- ⑯ 第三者の設備等又は不正検知サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- ⑰ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
- ⑱ 不正検知サービスと類似のサービスを提供する者に対し、不正検知サービスを利用させ又はアクセスさせる行為
- ⑲ 公表することを意図した、製品評価、ベンチマーキング又は他の比較分析に類する行為
- ⑳ その他、当社が不適切と判断した行為

(2) 会員は、前各の①ないし⑳のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

(3) 当社は、不正検知サービスの利用に関して、会員の行為が第1号①ないし⑳のいずれかに該当するものであること又は会員の提供した情報が第1号①ないし⑳のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に会員に通知することなく、不正検知サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1号①ないし⑳に該当する行為に関連する情報を削除し、又は本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。ただし、当社は、会員の行為又は会員が提供又は伝送する情報を監視する義務を負うものではありません。

7. 承諾事項

会員は、次の①及び②に定める事項を異議なく承諾するものとします。

- ① 当社と本件ソフトウェア提供元間の不正検知サービスに関する利用契約が理由の如何を問わず終了した場合には、会員に対する不正検知サービスの提供も自動的に終了し、会員は不正検知サービスを利用できないこと。
- ② 不正検知サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、必要な範囲で、会員から事前の書面による承

諾を受けることなく不正検知サービスの利用及び提供に際して会員から提供された個人情報以外の情報（以下「機密情報」という）を開示することができ、また、当社は第13項所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、会員から事前の書面による承諾を受けることなくかかる機密情報を開示することができるものとします。

8. 違反に対する措置

- (1) 会員が不正検知特約の各項に違反した場合、会員は、速やかに当社に対してその旨を通知し、当該違反を是正するものとします。
- (2) 会員が不正検知特約の条項に違反した日から60日間経過後も当該違反を是正しない場合、当社は、次の①又は②に定める措置を講ずることができるものとします。
 - ① 不正検知サービスの全部又は一部の提供を停止すること
 - ② 本契約の全部又は一部を解除すること

9. 個人情報

- (1) 会員は、不正検知サービス利用のため提供を受けた、不正検知サービスの提供に際して知り得た会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。以下本項において「個人情報」という）を、不正検知サービス利用の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
- (2) 当社は、本規約第31条第2項各号の一に該当する場合または次の①ないし⑤の一に該当する場合のいずれかに該当する場合、会員からの個別の同意を得ることなく、当社は個人情報を開示することができるものとします。
 - ① 当社が、不正検知サービスを提供するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - ② 当社が不正検知サービスの向上を検討するために必要な範囲で、個人情報の集計及び分析を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - ③ 当社が個人情報及び前号の集計及び分析等により得られた統計データを、個人を識別又は特定できない状態で当社の提携先その他の第三者に開示する場合
 - ④ 第4項（接続用プログラムの提供と動作環境の構築）又は第5項（本件消費者からの事前同意取得）の定めに基づき、共有ネガ情報又はデバイス情報を第三者に開示する場合
 - ⑤ 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い個人情報の開示を要求された場合
- (3) 当社は、個人情報の集計及び分析等により得られた統計データについて、個人を識別又は特定できない状態に加工したうえで当社の事業に利用（第三者への開示を含む。）することができるものとします。

10. 責任の範囲

- (1) 当社は、不正検知サービスの完全性、正確性、適法性、有効性、第三者の権利の非侵害性について何ら保証せず、会員は、自己の責任において不正検知サービスを使用するものとします。
- (2) 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、その他自己の責に帰すことのできない事由（以下、「不可抗力」という。）による不正検知サービスの提供に関する履行遅滞又は履行不能について、会員に対し責任を負わないものとします。不可抗力による履行遅滞又は履行不能には、当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等によるものを含むものとします。
- (3) 会員は、(i) 本件ソフトウェア製造元及び本件ソフトウェア提供元が会員に対して一切の責任を負わず、(ii) 請求原因の如何を問わず、損害賠償請求等の請求を含め、会員は本件ソフトウェア製造元に対して一切の責任追及を行うことができないことを、異議なく承諾するものとします。
- (4) 会員は、次の①ないし③の一に該当する事象が生じた場合は、自己の責任と費用を以てこれを処理するものとします。
 - ① 不正検知サービスの利用によって第三者（本件消費者を含み、本項において同じ。）に損害を与えた場合
 - ② 不正検知サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合
 - ③ その他第三者との間で紛争が生じた場合
- (5) 不正検知サービスにおいて不具合が生じた場合であって、当該不具合が本件ソフトウェアに起因するものである場合、当社は、自ら対応可能と判断する範囲に限り、当該不具合の解消に向けた本件ソフトウェア製造元または本件ソフトウェア提供元との調整（以下「本件措置」という。）を行うものとします。ただし、会員は、(i) 本件措置にかかわらず、当該不具合が解消されない場合があること、(ii) 不正検知規約の他のいかなる規定にもかかわらず、当該不具合について当社が負う責任は、自ら必要と判断する範囲に限り本件措置を行うことに限られ、当該不具合が解消されない場合であっても、当社は一切の責任を負わないことを異議なく承諾するものとします。
- (6) 会員は、当社が不正検知サービスにおいて会員に対して提供する本件不正検知結果について、次の①及び②に定める事項を異議なく承諾するものとします。
 - ① 本件不正検知結果は、会員自らの責任で行う本件対象取引にかかる判断のための参考情報であり、当社が本件対象取引における不正を完全に防ぐことを保証するものではないこと。
 - ② 当社の責に帰さざる事由により、本件不正検知結果が会員に対して提供されなかった場合、当社は一切の責任を免れること。

11. 不正検知サービスの廃止

当社は、次の①ないし④の一に該当する場合、会員に対して何らの責任も負うことなく、直ちに不正検知サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

- ① 不正検知サービス廃止日の5ヶ月前までに会員に通知した場合
- ② 天災地変等不可抗力により不正検知サービスの提供が不可能となった場合
- ③ 不正検知サービスに関する設備の保守上等の理由により不正検知サービスの提供が技術上困難で、会員にその旨通知した場合
- ④ 原因を問わず本件ソフトウェアの使用が不可能となった場合で、会員にその旨通知した場合

12. 不正検知サービス終了後の処理

会員は、不正検知サービスが終了した場合、契約終了後20日以内に、不正検知サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物や第5項（本件消費者からの事前同意取得）に定める機密情報を化体した資料等を含みます。以下同じとします。）を不正検知サービス終了後直ちに当社に返還し、会員設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、会員の責任で消去するものとし、当社から要求がある場合には、消去した旨を当社に対し書面で証明するものとします。

13. 再委託

当社は、不正検知サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を再委託（数次委託を含む）することができるものとします。

Omni Payment Gateway サービス利用特約

当社が提供を受ける株式会社 NTT データ（以下「NTTD」という。）の「Omni Payment Gateway サービス」について、これを会員が当社を通じて利用する場合、「ペイジェント決済代行サービス会員規約」（以下、「本規約」という。）に加え以下の内容を確認し、承諾するものとします（用語の定義は特に定めのない限り本規約と同じとします）。

1. 用語の定義

本規約において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 Omni Payment Gateway サービス	当社を通じて会員に提供される Omni Payment Gateway サービスのことをいい、その詳細は本特約第 2 項に定めるもの
2 決済サービス	クレジットカード決済サービス、電子マネー決済サービス、その他コード決済サービス（顧客の携帯端末に表示される二次元バーコード又は QR コードを利用して会員と顧客との間の取引代金の支払を行うための決済サービス）であって、当社及び NTTD が承諾したもの
3 決済事業者	会員との間で加盟店契約その他決済サービスの提供にかかる契約を締結する事業者であって、当社及び NTTD がその接続を承認した事業者
4 本規約に基づくサービス	決済サービスの用に供することを目的として、当社が会員に対し、当社システムを用いて又は Omni Payment Gateway サービスの再提供を行うことによって、本規約に基づき提供するサービス

2. サービスの内容

- (1) Omni Payment Gateway サービスは、当社及び会員による本規約に基づくサービスの利用のために、NTTD がその決済ゲートウェイを通じて提供する決済サービスのプロセッシングに関わる諸機能、及び決済サービスを利用するために当社及び会員等が必要となるプロセッシング以外の業務を支援する諸機能の利用提供を内容とするものであり、当社が、NTTD 決済ゲートウェイに接続し、これを利用するものとします。Omni Payment Gateway サービスの内容及び仕様に関連して、当社及び NTTD の行為について第三者の承諾が必要となる場合（個人情報保護法等の法令に基づき情報を取り扱うに際して必要な同意を含む。）には、会員は、Omni Payment Gateway サービスの利用に際して、その者から必要な承諾を得るものとします。
- (2) Omni Payment Gateway サービスの具体的な内容は次のとおりとし、その詳細は、別途当社及び NTTD が指定するものとします。
 - ① ユニファイド決済
 - (ア) 決済サービスの利用のための電文中継機能
 - (イ) 決済サービスの決済データの還元及び管理画面の提供
 - (ウ) 決済サービスにおける不正検知機能、リカーリング機能
 - ② デジタルオペレーション
 - ③ 加盟店申込、加盟店審査、導入、精算業務における業務支援機能
- (3) NTTD は会員に対して直接 Omni Payment Gateway サービス提供の義務を負うものではないものとし、会員は、当社を通じて Omni Payment Gateway サービスの提供を受けるものとします。
- (4) 当社及び NTTD は、あらかじめ変更内容及び変更時期等を通知の上、会員の承諾を得ることなく Omni Payment Gateway サービスの内容を変更できるものとします。この場合、会員は、変更後の内容に基づき Omni Payment Gateway サービスを利用するものとします。

3. 責任の制限

- (1) NTTD の責めに帰すべき事由による Omni Payment Gateway サービスの契約違反又は不提供（Omni Payment Gateway サービスの規約および仕様書ならびに Omni Payment Gateway サービスの提供条件の変更は除く。）があった場合において、これにより会員が損害を被ったときは、当社は、当該会員に関して当社が NTTD から現に支払われた金額（NTTD から現に支払われた金額が会員ごとの金額ではなく総額として支払われた場合は、NTTD から現に支払われた金額を、各会員が過去 3 か月間に支払った手数料等の額をもとに比例案分した金額（端数処理は当社にて決定する。）。）を上限として、その損害を賠償する責任を負うものとします。なお、この場合において、会員が損害を被ったときといえども、NTTD は、会員に対して直接その損害を賠償する責めは負わないものとします。
- (2) 前号の定めにかかわらず、天災地変、暴動、内乱その他不可抗力により発生した損害、電気通信回線設備の輻輳、機器の障害等による情報の損失、遅延、誤送、若しくは第三者による情報の改竄や漏洩等により発生した損害、決済事業者に起因する損害、Omni Payment Gateway サービスの提供を受けるために加盟店が備え、若しくは、Omni Payment Gateway サービスの接続先となる、決済事業者の利用にかかる電気通信回線、サーバ、データ受信設備、端末設備に起因する損害、又は Omni Payment Gateway サービスの利用停止又は利用中止により発生した損害、その他会員が Omni Payment Gateway サービスに関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、当社及び NTTD は会員に対し一切その責を負わないものとします。
- (3) 前各号のほかは、会員は、次の各号に定める事項について異議なく承諾するものとします。
 - ① PG が会員に対して負う責任について、NTTD は一切その責任を負わないこと

- ② レギュレーション等決済事業者起因で Omni Payment Gateway サービスの内容を変更しなければならない場合、NTTD は変更をしなかったことによる責任を負わないこと
- ③ その他 NTTD は、(i) 会員に対して一切の責任を負わず、(ii) 請求原因の如何を問わず、損害賠償請求等の請求を含め、会員が NTTD に対して一切の責任追及を行うことができないこと

4. 紛争処理条項

- (1) 当社が Omni Payment Gateway サービスを利用したことにより、顧客、決済事業者その他の第三者（以下総称して「顧客等」という。）から警告又は請求がなされる等、会員と顧客等との間で紛争が生じた場合、会員は、自己の費用と責任において当該紛争の解決を行うものとし、当社及び NTTD を一切免責するものとします。
- (2) 前号の紛争が、外国人ないしは外国法人との間に生じたものであり、また、当該紛争の解決について外国法が適用される場合であっても、同様とします。

5. 顧客情報

- (1) 当社は、会員及び顧客に係る情報（以下「顧客情報」という）を機密として保持するものとし、Omni Payment Gateway サービスの提供に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示しないものとします。
- (2) 当社及び NTTD は、次の各号の一に該当する場合は、会員及び顧客からの個別の同意を得ることなく、顧客情報を開示することができるものとします。
 - ① 当社及び NTTD が、Omni Payment Gateway サービスを提供するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - ② 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い顧客情報の開示を要求された場合
- (3) 当社及び NTTD は、前号に基づき顧客情報を開示する場合、開示する顧客情報を開示目的の実現に最低限必要な範囲に限定するとともに、開示する相手方に対し機密保持義務を課すものとします。但し、次の各号の一に該当する情報は、この限りではありません。
 - ① 開示のときに、既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
 - ② 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
 - ③ 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - ④ 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- (4) 当社及び NTTD は、顧客情報の集計及び分析等により得られた統計データについて、個人を識別又は特定できない状態に加工したうえで当社及び NTTD の事業に利用（第三者への開示を含みます。）することができるものとします。

6. 会員の義務

- (1) 会員は、Omni Payment Gateway サービスの提供に支障を来さないよう、自己のシステムを善良な管理者の注意をもって運営するものとします。
- (2) 会員は、Omni Payment Gateway サービスを利用するにあたり、次の行為を行ってはならないものとします。
 - ① Omni Payment Gateway サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為を行うこと
 - ② 会員以外の者になりすまして Omni Payment Gateway サービスを利用する行為を行うこと
 - ③ 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為を行うこと
 - ④ 当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為を行うこと
 - ⑤ 当社または第三者を誹謗し、中傷または名誉を傷つけるような行為を行うこと
 - ⑥ 当社または第三者の財産、プライバシーを侵害または侵害する行為を行うこと
 - ⑦ 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報収集する行為
 - ⑧ Omni Payment Gateway サービスの利用又は提供を妨げる行為を行うこと
 - ⑨ Omni Payment Gateway サービスの利用に際し公序良俗に反する行為を行うこと
 - ⑩ その他法令に違反する行為を行うこと
 - ⑪ その他前 2 号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行うこと

7. 会員による管理

- (1) 会員は、本規約に基づくサービスを利用する目的に限り、Omni Payment Gateway サービスを利用することができるものとします。
- (2) 会員は、届出情報及び当社所定の情報内容に変更があった場合、速やかに当社及び NTTD 所定の方法で、変更内容を当社に通知し、承諾を得るものとします。

8. ID とパスワード

- (1) 当社及び NTTD は、会員に対し Omni Payment Gateway サービスの利用にかかる ID（以下単に「ID」といいます。）を払い出すものとします。
- (2) 会員は、ID 及びこれに対応するパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないものとします。また、会員は、ID 及びこれに対応するパスワードが第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（管理とは、パスワードの適宜変更を含み、本条において同じとします。）します。これらの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により会員自身及びその他の者が損害を被った場合、当社及び NTTD は何ら責任を負わないものとします。
- (3) ID 及びこれらに対応するパスワードによる Omni Payment Gateway サービスの利用その他の行為は、全て会員による利用とみなされ、その他の第三者が ID 及びこれらに対応するパスワードを用いて Omni Payment Gateway サ

ービスを利用した場合でも、会員はかかる利用により生じた対価の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、かかる行為により当社及び NTTD が損害を被った場合、会員はその損害を賠償するものとします。ただし、当社及び NTTD の故意又は過失により ID 及びこれに対応するパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

- (4) ID 及びこれに対応するパスワードは、本規約に係る契約又は Omni Payment Gateway サービスの終了と同時に失効するものとします。

以上